



かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画

— 豊かな水を育む森と
清らかな水源の保全・再生のために —



平成17年11月

目 次

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画のねらい	1
第1章 5年間の取組の進め方	3
1 水源環境保全・再生の取組の基本認識	3
2 計画の基本事項	4
第2章 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策	7
1 水源の森林づくり事業の推進	8
2 丹沢大山の保全・再生対策	10
3 溪畔林整備事業	12
4 間伐材の搬出促進	14
5 地域水源林整備の支援	16
6 河川・水路における自然浄化対策の推進	18
7 地下水保全対策の推進	20
8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	22
9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	24
10 相模川水系流域環境共同調査の実施	26
11 水環境モニタリング調査の実施	28
12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり	30
第3章 事業費と財源措置	32
1 事業費と新規必要額	32
2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方	33
参 考 5年間に取り組む事業の全体像	35

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画のねらい

本県では、昭和13年に相模ダムの建設を計画してから60余年にわたり4つのダムを建設し、戦後の人口増加と工業化の進展を支え、県民の豊かな生活の基礎を築いてきました。

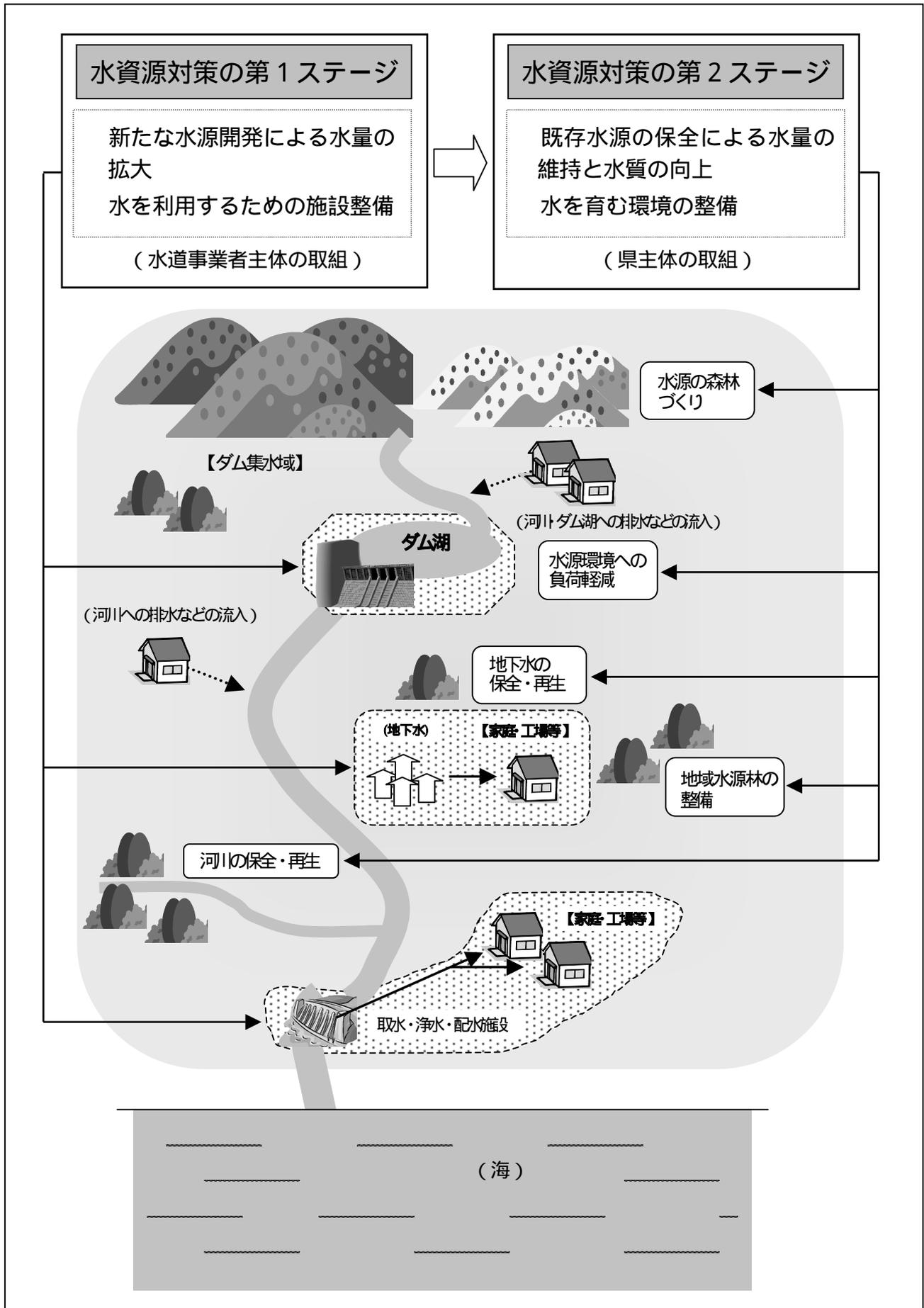
平成13年3月に宮ヶ瀬ダムが完成し、21世紀の幕開けとともに、本県の水資源開発の歴史に区切りをつけることができました。これまでの水資源対策の取組により、県民が将来にわたり必要とする水を確保するための施設は概ね整いましたが、他方、都市化の進展に伴い、水源地域も含め、本県の水をめぐる環境は、徐々に劣化が進んできています。今、日々の生活の中で水に不自由しないからといって、深く傷ついている水源環境をこのまま放置すれば、安全・安心な水利用は損なわれ、深刻な事態になるものと憂慮されます。

このように、本県の水資源対策は、これまでの「水量の拡大を目的とした水源開発」から「既存水源の維持と質の向上を目的とした水源環境の保全・再生」へと、施策の大きな転換期を迎えています。

そこで、県では、これまで5年間にわたり、今後の水源環境保全・再生のあり方について、県民の皆様をはじめ、市町村、水道事業者の方々、さらには県議会における論議など、様々な形で議論を重ね、こうした議論に基づいて、平成19年度以降の20年間における水源環境保全・再生の将来展望と施策の基本方向について「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」としてとりまとめ、さらに、この施策大綱に基づき、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」をとりまとめました。

この「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」は、豊かな水を育む森と清らかな水源の保全・再生のために、平成19年度からの5年間に取り組む特別の対策について明らかにしたもので、第1章では、取組の基本認識や計画の目的・計画期間など実行5か年計画の基本事項を、第2章では、5年間に取り組む12の特別対策事業のねらいや目標、具体的な事業内容等を明らかにし、第3章では、特別対策事業の事業費と財源措置の考え方等について示しています。さらに、巻末には、この実行5か年計画で取り組む特別対策事業を含めた水源環境保全・再生施策の全体像を掲載しています。

水源開発から水源環境の保全・再生への転換



1 水源環境保全・再生の取組の基本認識

(1) 水源環境保全・再生施策の位置付け

水源環境保全・再生の取組は、県民の水資源を確保するためにこれまで行ってきたダム建設等の水源開発と密接不可分な一連の取組です。

本県では、戦後の人口増加や工業化の進展に伴う水需要の増加に対応するため、新たな水源開発による水量の拡大をめざして、ダムや取水堰など、水を利用するための施設の整備に取り組んできました。

将来にわたって県民が利用する良質な水資源を確保していくためには、今後、これまでに確保してきた水源の維持と水質の向上をめざして、荒廃が進む水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進する必要があります。

本県の水資源対策は、新たな水源開発による水量の拡大を課題としてきた「第1ステージ」から、これまで確保してきた水源を保全することによる水量の維持と水質の向上を課題とする「第2ステージ」への転換期にあります。こうした水源環境保全・再生の取組は、県民の水資源を確保するためにこれまで行ってきたダム建設等の水源開発と密接不可分な一連の取組であると言えます。

(2) 水源環境の保全・再生に向けた施策の取組主体

すべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくための水源環境保全・再生の取組は、県が中心となって推進する必要があります。

水源の確保については、水道事業者が中心となりダムや取水堰・浄水場等の整備に取り組んできましたが、ダム建設等の水源開発は、水源をとりまく自然環境が良好な形で保たれていくことを想定した取組であり、水道水源の水質を改善したり水量を確保するための幅広い水源環境保全・再生施策を水道事業者が直接行う義務までは負っていません。

一方で、水源地域の市町村も、公共用水域の水質の保全や森林の保全に努めていますが、その恩恵を受ける下流域の多くの住民のための取組すべてを水源地域の市町村のみに求めることはできません。

このように、水道事業者、水源地域の市町村のいずれも水源環境保全・再生の取組を進めることには限界があること、また、施策の実施地域、効果が及ぶ地域のいずれも市町村域を越えて広域にわたる取組であることから、水源環境を保全・再生するための総合的な取組とその核となる特別の対策は、県が中心となって推進する必要があります。

2 計画の基本事項

(1) 計画の目的

将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進します。

ダムにより開発された水は、本県の水道水源の8割以上を占めており、これらの水は主として県の東部及び中部に供給されています。また、県西部地域の市町や秦野市、座間市などの地域では、地下水が主要な水道水源として利用されています。

そこで、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」（以下「施策大綱」という。）に基づき、水源環境保全・再生の取組を体系的に進める中で、この「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「実行5か年計画」という。）により、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的な確保を目的とする特別の対策を推進し、全ての県民が利用する豊かな水を育む良好な水源環境の保全・再生を図ります。

(2) 計画期間

この「実行5か年計画」の計画期間は、「施策大綱」の20年間の全体計画期間のうち、第1期の5年間（平成19～23年度）とします。

水源環境の保全・再生は、長期にわたる継続的な取組が必要であることから、「施策大綱」で20年間を全体計画期間としていますが、計画期間全体を5年程度の期間に区切り、この「実行5か年計画」では、そのうちの第1期の5年間（平成19～23年度）における実施事業について定めています。

なお、計画の推進に当たっては、水源環境を巡る環境の変化に適切に対応した効果的な施策展開を図るため、「順応的管理」^(注1)の考え方にに基づき、事業の実施と並行して、水環境モニタリング調査^(注2)を実施し、事業の実施効果を評価した上で、全体構想も含め必要な見直しを行い、次期の実行計画を策定していきます。

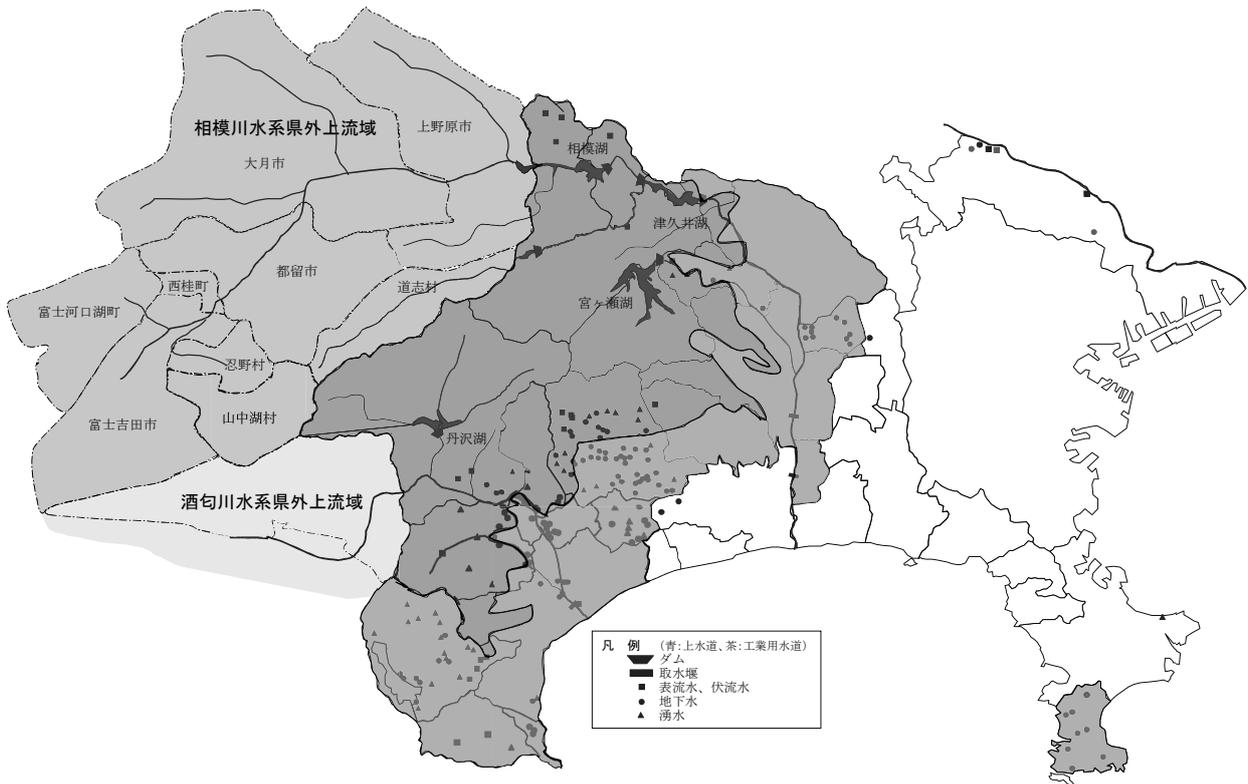
(3) 対象施策と対象地域

- この「実行5か年計画」の対象施策は、主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とします。
- 施策の主たる対象地域は、ダム集水域を中心とする県内水源保全地域とします。

「施策大綱」では、水源環境保全・再生に関わる幅広い施策を体系的に推進することとしていますが、この「実行5か年計画」では、水源環境保全・再生のために充実・強化して取り組むべき特別の対策として、「水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な新たな仕組みを構築する取組」を対象とします。

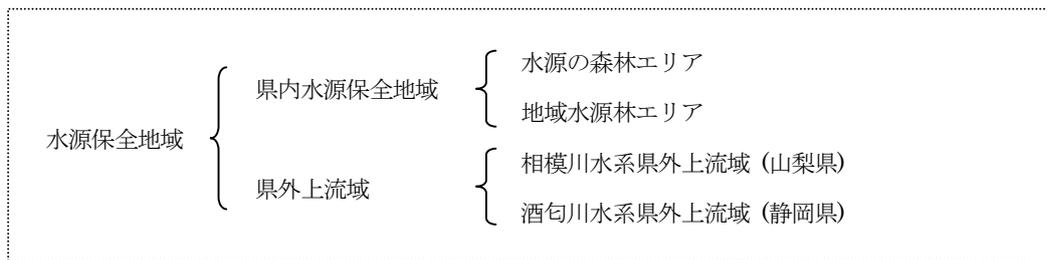
また、「施策大綱」で示す20年間の取組全体としては、県内全域と相模川水系・酒匂川水系の県外上流域を対象地域としていますが、この「実行5か年計画」では、ダム集水域を中心とする県内水源保全地域（相模川水系・酒匂川水系の取水堰の集水域及び地下水などを主要な水道水源としている地域）を主たる対象地域とします。

なお、県外上流域については、次期の実行計画で具体的な対策を展開することを目指して、調査や上流県等との協議を行っていきます。



水源環境保全・再生施策の主たる対象地域

- 水源の森林エリア
 → 本県の広域的な水源であるダム水源等を保全する上で重要な県内の森林の区域
- 地域水源林エリア
 → 地域内の河川表流水や伏流水、地下水、湧水を主要な水道水源としている地域と相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域のうち、水源の森林エリアを除いた区域
- 相模川水系県外上流域（山梨県）
- 酒匂川水系県外上流域（静岡県）



(注1) 順応的管理……水源環境保全・再生の取組は、気候の変動や社会環境の変化など様々な外的要因に左右される自然生態系を対象としており、こうした外的要因や生態系に関する知見が不確実な要素を含んでいることから、施策の効果についても不確実性を免れません。そこで、こうした不確実性を処理できるシステムとして提唱されたのが「順応的管理 (Adaptive Management)」です。これは、計画の実行過程をモニタリングし、モニタリングの結果を分析・評価し、最新の科学的知見とあわせて、必要な計画の見直しを行うものです。

(注2) モニタリング調査……継続的に観測・測定する調査。

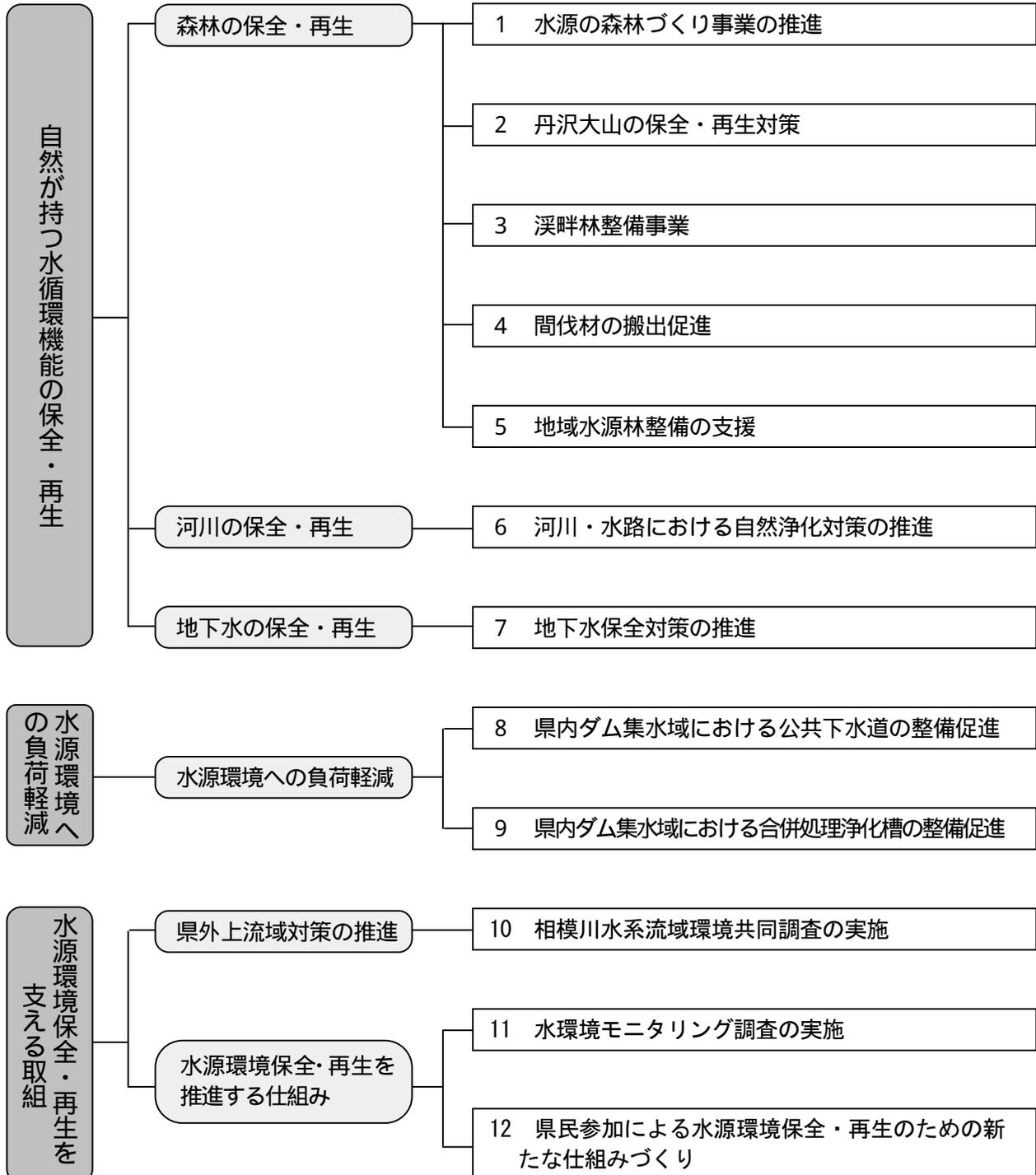
第2章 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策

水源環境の保全・再生を目的として、5年間（平成19～23年度）に充実・強化して推進する特別の対策は、

①水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内水源保全地域を中心に実施する取組

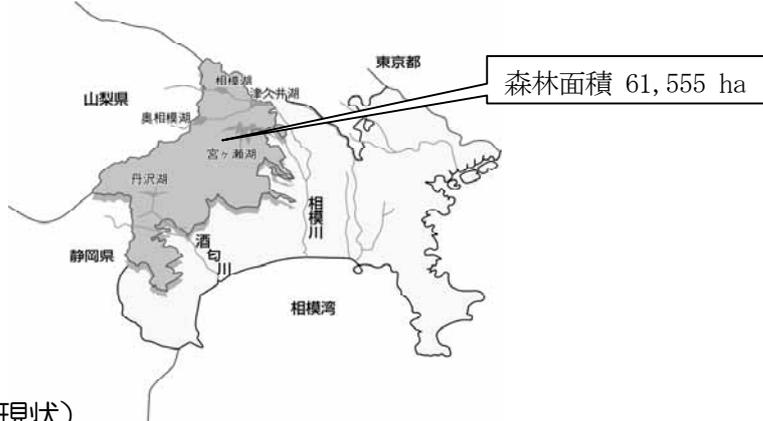
②水源環境保全・再生を進めるために必要な新たな仕組みを構築する取組

のいずれかに該当する次の12の事業とします。



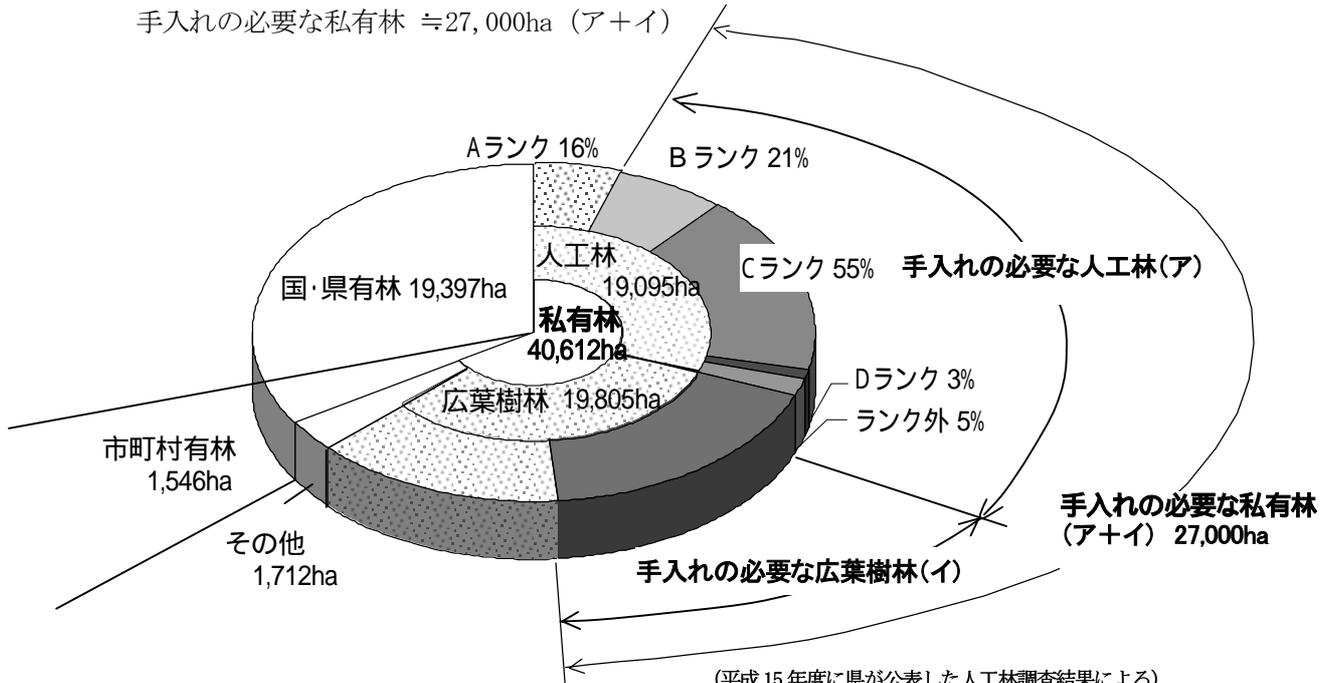
(対象地域)

水源の森林エリア



(現状)

- 水源の森林づくり事業は、平成9年度から着手し、私有林の公的管理・支援を進めている。なお、この事業を展開する地域を明確にするため、水源の森林エリア（61,555ha）を設定している。
 - 水源の森林エリア内の私有林（40,612ha）の荒廃状況（下のグラフ参照）
 - ・ 人工林（19,095ha）のうち、手入れの必要な人工林は 16,112ha（ア）
 - ・ 広葉樹林（19,805ha）のうち、手入れの必要な広葉樹林は 10,893ha（推計）（イ）
- 手入れの必要な私有林 ≒27,000ha（ア+イ）



(平成15年度に県が公表した人工林調査結果による)

A：手入れが適正にされている森林
B：手入れの形跡があるが、ここ数年間整備していない森林
C：長期間手入れの形跡がなく、荒廃が進んでいる森林
D：荒廃が進み、人工林として成林することが困難な森林
ランク外：調査対象森林のうち、広葉樹化が進んだ森林

これまでの取組

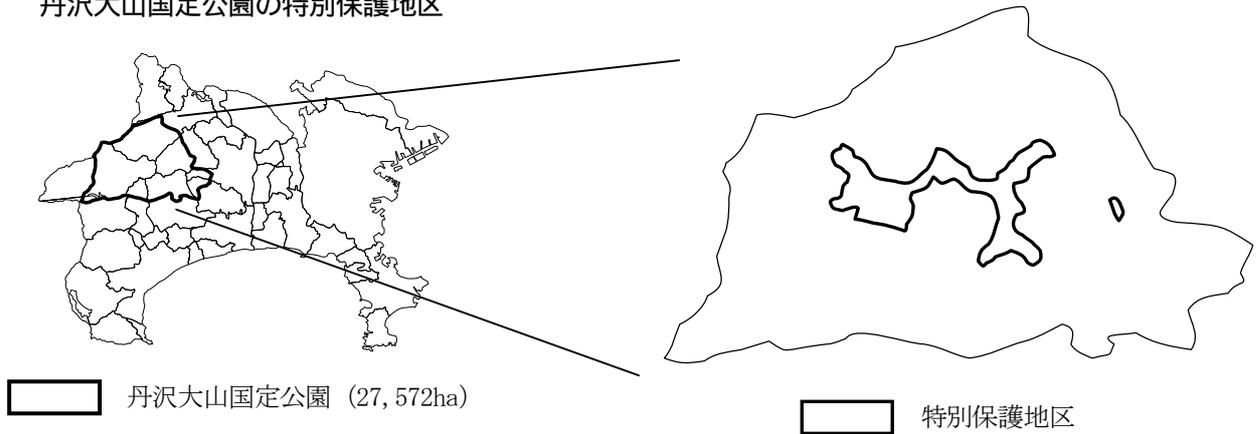
- 確保状況 平成16年度末：6,224ha（確保目標の約23%の進捗率）
- 整備状況 平成16年度末：5,461ha（確保森林の約88%の整備率）

	H9年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H9～ H16 計	H17 (見込み)	H18 (見込み)
確保量(ha)	872	1,261	779	692	684	629	648	660	6,224	1,085	1,105
整備量(ha)	283	332	506	766	788	982	828	974	5,461	937	986
事業費(百万円)	1,997	1,314	1,429	1,503	1,434	1,379	1,271	1,360	11,687	1,960	1,960

1	水源の森林づくり事業の推進（拡充）	対象地域	水源の森林エリア																
ねらい	良質で安定的な水を確保するため、荒廃の進む水源の森林エリア内の私有林の適切な管理、整備を進め、水源かん養など森林の持つ公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指す。																		
目標	平成 34 年度までに水源の森林エリア内の手入れの必要な私有林 27,000ha を確保し、平成 38 年度までに延べ 65,974ha を整備することを目標として、当初 5 年間で 6,215ha の確保、9,592ha の整備を行う。																		
事業主体	県																		
事業内容	<p>水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約の 4 つの手法により、公的管理・支援を行い、巨木林、複層林、混交林など豊かで活力ある森林づくりを進める。さらに、これまでの取組をより一層推進するとともに、整備のスピードアップ（確保後の初回整備を人工林は 3 年以内を 2 年以内に、広葉樹林は 5 年以内を 3 年以内に）や水源地域として重要な私有林の公有地化の拡大（確保目標 9 %を 12%に）を図る。</p> <p>〔公的管理・支援の方法〕</p> <p>①水源分収林・・・森林所有者との分収契約により、森林を整備する。 ②水源協定林・・・森林所有者との協定（借上げなど）により森林整備を行う。 ③買取り・・・貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備する。 ④協力協約・・・森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成する。</p> <p>〔目標とする林型〕</p> <p>①巨木林・・・樹齢百年以上の森林 ②複層林・・・高い木と低い木からなる二段の森林 ③混交林・・・針葉樹と広葉樹が混生する森林 ④広葉樹林・・・林内植生が豊かな地域の自然環境に適応している広葉樹林</p> <p style="text-align: right;">（単位：ha）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">H9～H18年度 (a)</th> <th style="width: 20%;">当初 5 年間 H19～H23</th> <th style="width: 20%;">当初 5 年間を 含む 20 年間 H19～H38 (b)</th> <th style="width: 25%;">計 (a+b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確保量</td> <td>8,414(841)</td> <td>6,215(1,243)</td> <td>18,586(1,162)</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>整備量</td> <td>7,384(738)</td> <td>9,592(1,918)</td> <td>58,590(2,930)</td> <td>65,974</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 確保は平成 34 年度までに完了。 () 内は単年度平均</p>					H9～H18年度 (a)	当初 5 年間 H19～H23	当初 5 年間を 含む 20 年間 H19～H38 (b)	計 (a+b)	確保量	8,414(841)	6,215(1,243)	18,586(1,162)	27,000	整備量	7,384(738)	9,592(1,918)	58,590(2,930)	65,974
	H9～H18年度 (a)	当初 5 年間 H19～H23	当初 5 年間を 含む 20 年間 H19～H38 (b)	計 (a+b)															
確保量	8,414(841)	6,215(1,243)	18,586(1,162)	27,000															
整備量	7,384(738)	9,592(1,918)	58,590(2,930)	65,974															
事業費	当初 5 年間計	15,225 百万円	（単年度平均額 3,045 百万円）																
	うち新規必要額	8,393 百万円	（単年度平均額 1,679 百万円）																

(対象地域)

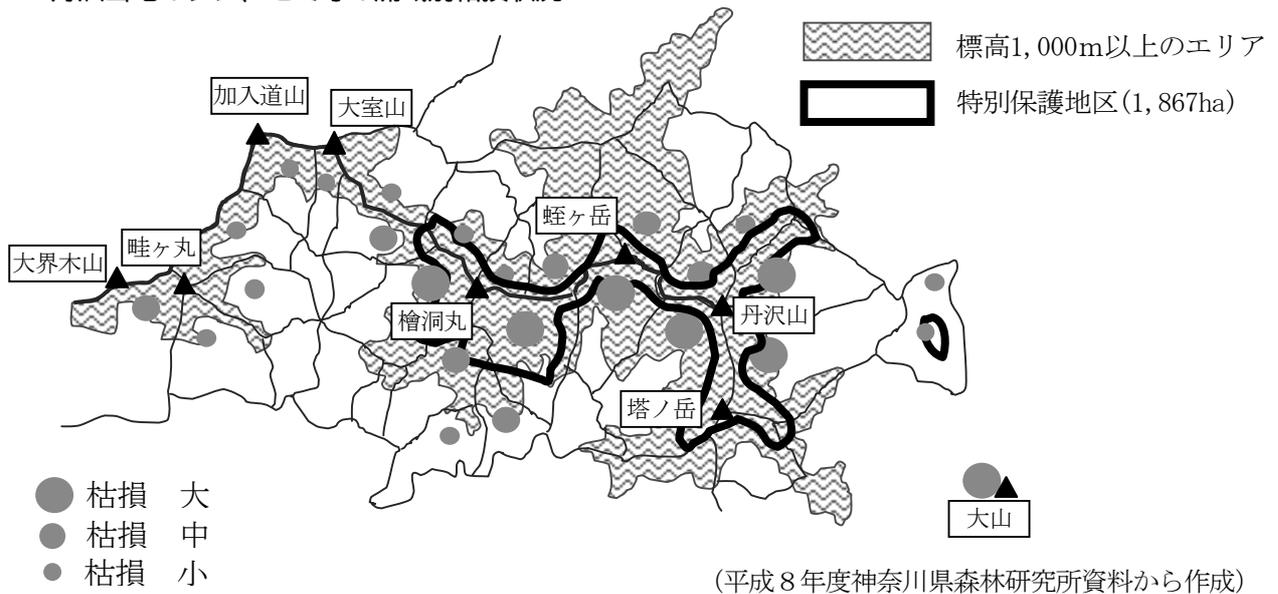
丹沢大山国立公園の特別保護地区



(現状)

- 丹沢大山国立公園 (27,572ha) の核となる特別保護地区 (1,867ha) を中心とする区域において、草本類、ササ類や木本類がシカの採食圧や土壌流出等により衰退 (喪失) しており、また、ブナ枯れも進行している。(下図参照)

丹沢山地のブナ、モミ等の流域別枯損状況



これまでの取組

- 植生保護柵の設置

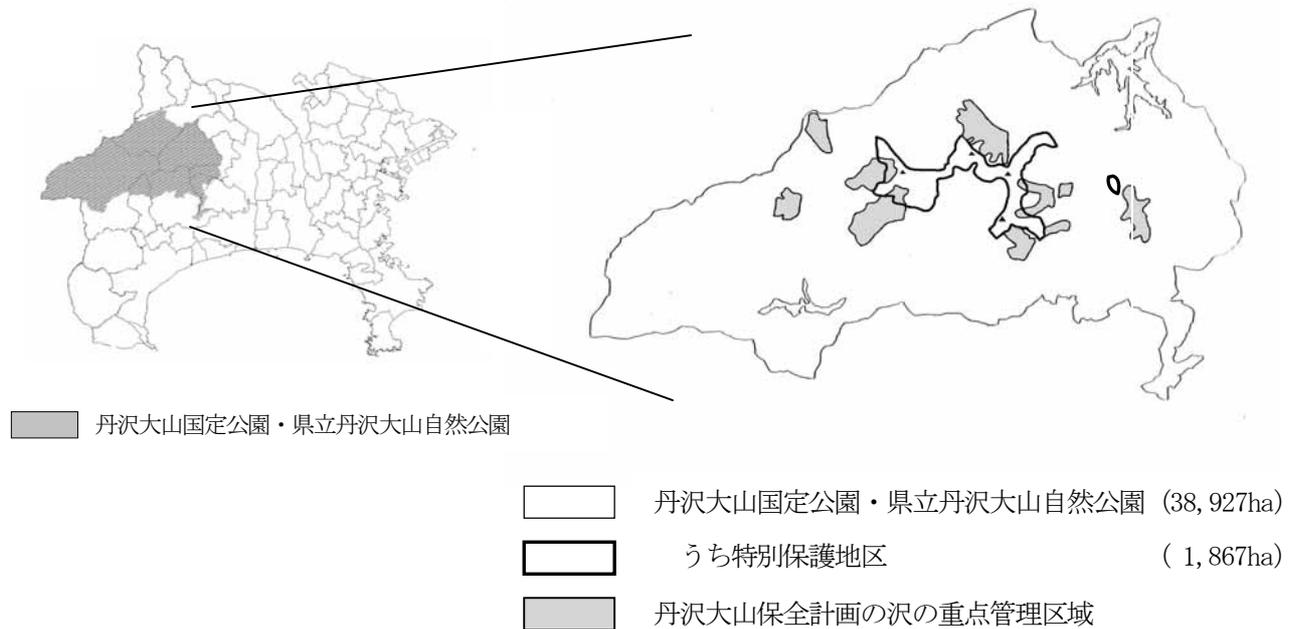
	H9～H13年度	H14	H15	H16	計
箇所	丹沢主脈線等	丹沢三峰線	天王寺尾根周辺	丹沢山周辺	—
面積	8.9ha	5.1ha	3.2ha	2.5ha	19.7ha

- 平成17～18年度は、土壌流出防止対策の工法開発を、平成19年度は、本格実施に向けて現地での実証施工をパイロット事業としてそれぞれ実施する。

2	丹沢大山の保全・再生対策（新規）	対象地域	丹沢大山国定公園の特別保護地区				
ねらい	水源保全上重要な丹沢大山について、シカの採食圧や土壌流出等による植生の衰退防止を図るため、新たな土壌流出防止対策を講じることで、森林の保全・再生を図る。						
目標	丹沢大山国定公園の核となる特別保護地区（1,867ha）において、20年間で延べ234ha整備することを目標として、当初5年間で58.5haの整備を行う。						
事業主体	県						
事業内容	<p>新たな土壌流出防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 丸太筋工、丸太柵工、植生保護柵等を組み合わせた新たな工法により、土壌流出を防止するとともに、植生の回復を図る。 林床植生が衰退し、急激な土壌浸食の発生等が認められる場所への整備を優先的に進めるとともに、新たな丹沢大山保全計画（仮称）に基づき、整備区域を大幅に拡充する。 <table border="1" data-bbox="248 969 911 1070"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>58.5 ha（平成20～23年度）</td> </tr> </table> <p>ブナ林等の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壌成分やオゾン等がブナ林に与える影響を調査し、保全対策に反映させる。 <p>県民連携・協働事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹幹保護及び登山道整備等の協働事業を実施することにより、県民と行政の連携を図る仕組みを構築し、県民参加を促進する。 				当初5年間	面積	58.5 ha（平成20～23年度）
	当初5年間						
面積	58.5 ha（平成20～23年度）						
事業費	当初5年間計	796 百万円	（単年度平均額 159 百万円）				
	うち新規必要額	796 百万円	（単年度平均額 159 百万円）				

(対象地域)

丹沢大山保全計画の沢の重点管理区域



(現状)

- 河川上流部の溪流沿いに生育する溪畔林は、土砂の溪流への流出を防止する機能や、リン等を吸着・捕捉し、水質を浄化する機能等を有しているが、今日まで、溪畔林を保全する施策は、本格実施されておらず、他の森林と同様、溪畔林の下層植生の消失や土壌の流出等の荒廃が進んでいる。

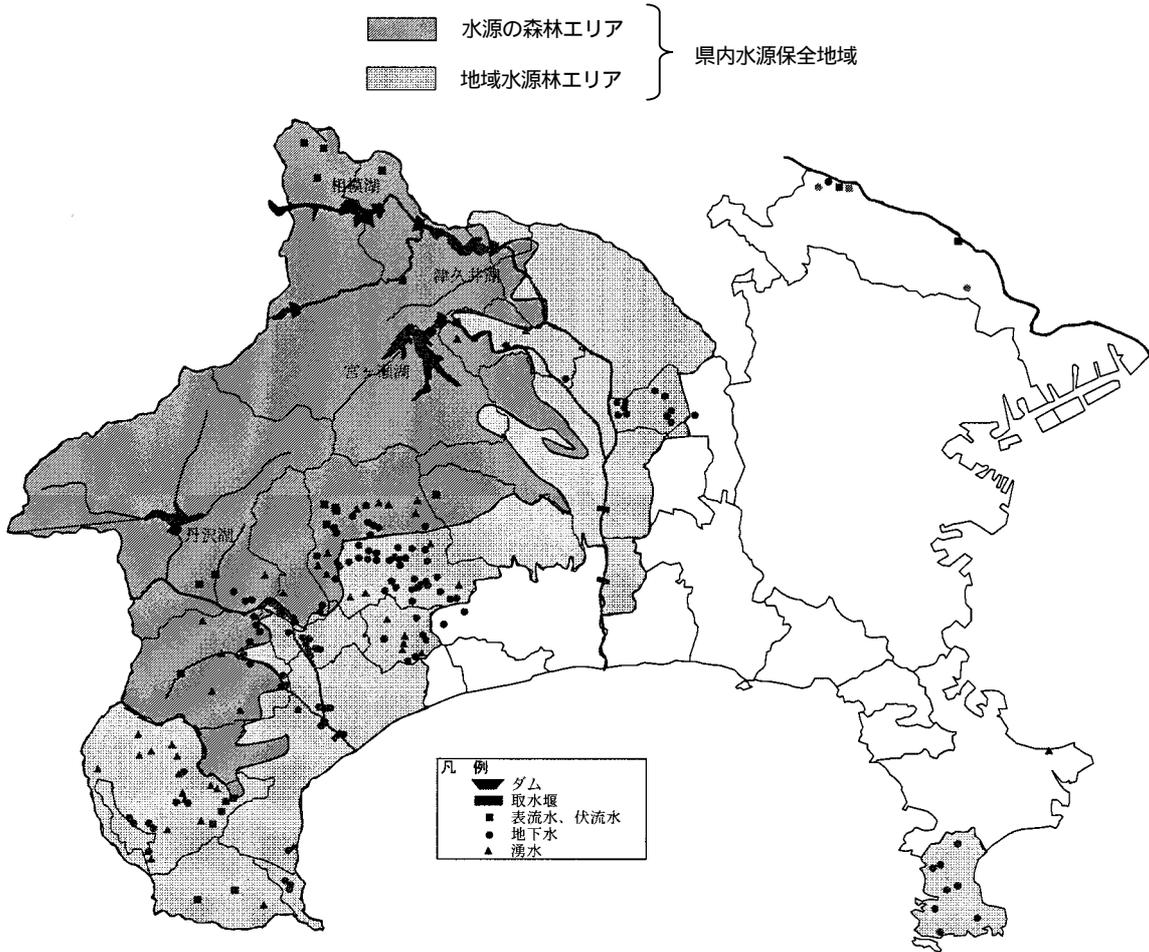
これまでの取組

- 河川上流部における荒廃森林の整備等を目的に「奥地保安林保全緊急対策事業」(国庫補助事業)が行われている。(平成17年度から)

3	溪畔林整備事業（新規）	対象地域	丹沢大山保全計画の沢の重点管理区域								
ねらい	水源上流の溪流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林の形成を目指す。										
目標	丹沢大山保全計画の沢の重点管理区域内にある主流となる沢沿いの森林 180haのうち、土砂流出等の荒廃の著しい20haについて、5年間で整備する。										
事業主体	県										
事業内容	<p>丹沢大山保全計画の沢の重点管理区域内における土砂流出等荒廃の著しい主要な沢について、概ね片岸 30mずつ、合わせて 60mを溪畔林として、択伐等の森林整備を実施するとともに、植生保護柵の設置による植生の回復や丸太柵等の設置による土砂流出防止の対策を講じる。（当初5年間は、見本林として私有林所有者への普及につながる県有林内で実施する。）</p> <p>① 調査測量 沢の重点管理区域の調査測量を実施する。</p> <p>② 択伐等の森林整備 調査測量の結果及び新たな丹沢大山保全計画（仮称）に基づき、次の事業を実施する。 （平成 20 年度以降）</p> <table border="1" data-bbox="292 1245 1235 1442"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>択伐等の森林整備</td> <td>20 ha</td> </tr> <tr> <td>植生保護柵の設置</td> <td>4,000 m</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防止のための丸太柵等の設置</td> <td>5,000 m</td> </tr> </tbody> </table>				当初5年間	択伐等の森林整備	20 ha	植生保護柵の設置	4,000 m	土砂流出防止のための丸太柵等の設置	5,000 m
	当初5年間										
択伐等の森林整備	20 ha										
植生保護柵の設置	4,000 m										
土砂流出防止のための丸太柵等の設置	5,000 m										
事業費	当初5年間計	200 百万円	（単年度平均額 40 百万円）								
	うち新規必要額	200 百万円	（単年度平均額 40 百万円）								

(対象地域)

県内水源保全地域



(現状)

- 現在、造林事業や保安林整備などにより間伐が実施されているが、搬出経費が年々増加していることや木材価格が低迷していることから、間伐による森林の整備が停滞し、森林の荒廃を招いている。

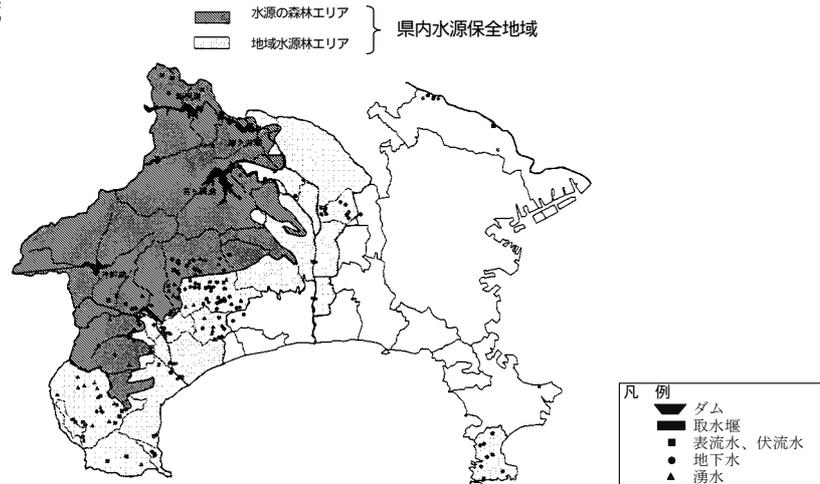
これまでの取組

- 間伐材の搬出促進対策の本格的な実施に向け、搬出される木材の状況（樹種、規格、質）や集材方法の是非など、間伐材の搬出促進に必要な情報・現状分析を行うため、平成17～18年度にパイロット事業として、間伐材の搬出支援（4,000 m³）及び生産指導活動を試験的・先導的に実施する。

4	間伐材の搬出促進（新規）	対象地域	県内水源保全地域																					
ねらい	水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進めるため、間伐材の搬出を促進し、有効利用を図ることにより、資源循環による森林整備を推進する。																							
目標	森林整備により発生した間伐材の搬出を段階的に強化し、平成27年度を目標に年間24,000m ³ の間伐材の搬出及び有効利用を図る。																							
事業主体	県																							
事業内容	<p>① 間伐材の搬出支援</p> <p>森林整備により伐採された間伐材の集材、搬出に要する経費に対して助成する。 (単位：m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="5">当初5年間</th> <th></th> </tr> <tr> <th>搬出量</th> <th>H19年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> <td>12,000</td> <td>14,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 生産指導活動の推進</p> <p>森林所有者に対する経営指導や生産指導を行う指導員を2名配置し、森林所有者に対する間伐材の搬出への働きかけや山土場での技術指導を行う。</p>				当初5年間						搬出量	H19年度	H20	H21	H22	H23	計		6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	50,000
	当初5年間																							
搬出量	H19年度	H20	H21	H22	H23	計																		
	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	50,000																		
事業費	当初5年間計	409 百万円	(単年度平均額	82 百万円)																				
	うち新規必要額	409 百万円	(単年度平均額	82 百万円)																				

(対象地域)

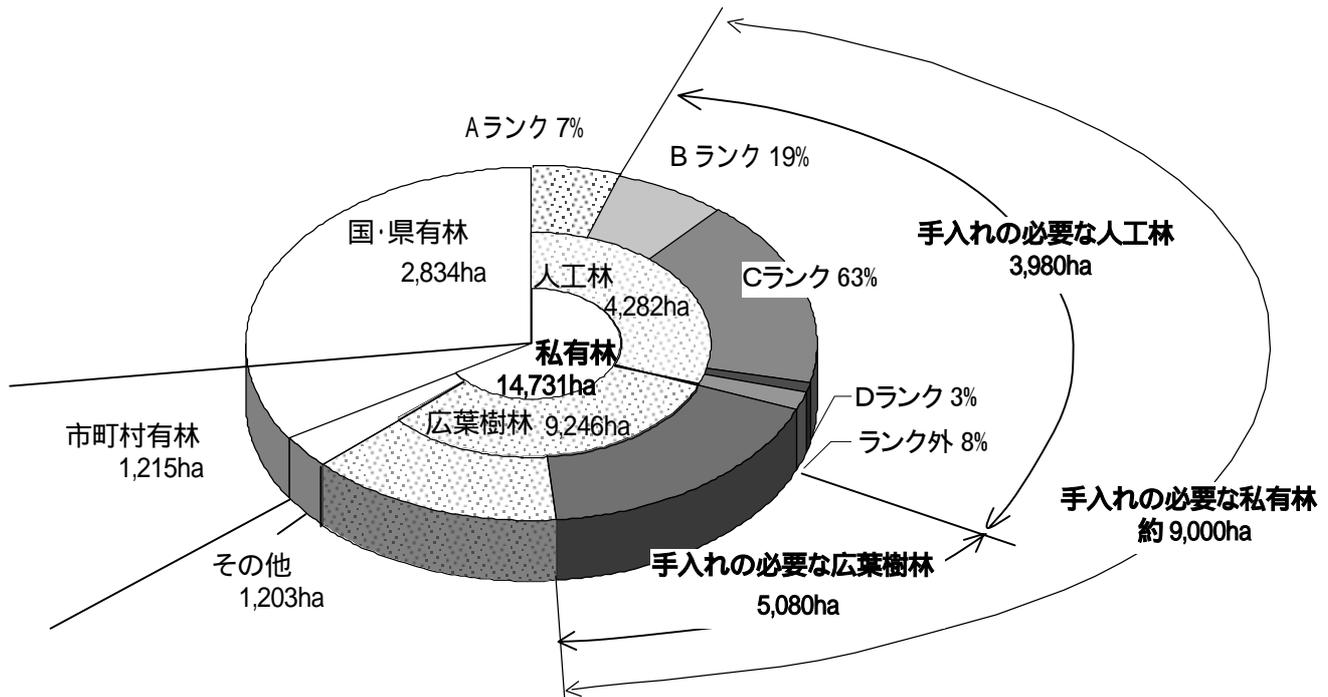
県内水源保全地域



(現状)

○ 地域水源林エリアの私有林は、河川表流水や伏流水、地下水、湧水など地域における水源保全のため、重要な役割を果たしているが、水源の森林エリア内と同様に荒廃の進行が懸念されている。また、市町村有林等についても、十分な整備を行うための支援措置が求められている。

○ 地域水源林エリア内の森林 (18,780ha) の現況



(平成15年度に県が公表した人工林調査結果による)

- A：手入れが適正にされている森林
- B：手入れの形跡があるが、ここ数年間整備していない森林
- C：長期間手入れの形跡がなく、荒廃が進んでいる森林
- D：荒廃が進み、人工林として成林することが困難な森林
- ランク外：調査対象森林のうち、広葉樹化が進んだ森林

これまでの取組

○ 高齢級間伐の促進については、木材生産を通じた森林管理の実現性を見極めるため、間伐材の搬出促進の取組と併せて、平成17～18年度にパイロット事業として100haの間伐を試験的・先導的に実施する。

5	地域水源林整備の支援（新規）	対象地域	県内水源保全地域																
ねらい	地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備や、地域水源林エリアの林齢 36 年生以上の私有林人工林の間伐を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指す。																		
目標	<p>地域水源林エリア内において、荒廃が懸念される私有林 9,000ha のうち水源の保全上重要な森林約 6,000ha について、20 年間での公的支援を行うことを目標として、当初 5 年間で 1,263ha を確保・整備する。</p> <p>県内水源保全地域内の市町村有林等 2,761ha（地域水源林エリア内 1,215ha、水源の森林エリア内 1,546ha）のうち、水源の保全上重要な市町村有林等 2,356ha について、20 年間で延べ 4,476ha を整備することを目標として、当初 5 年間で 942ha を整備する。</p> <p>林齢 36 年生以上の私有林人工林 3,673ha について、概ね 15 年に一度間伐を実施することで、20 年間で延べ 4,755ha の間伐を目標として、当初 5 年間で 1,080ha の間伐を促進する。</p>																		
事業主体	県・市町村																		
事業内容	<p>県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すため、次の市町村の取組を支援する。</p> <p>① 市町村が計画的に実施する私有林の確保・整備（市町村）</p> <p>地域水源林エリア内の私有林について、協力協約等による確保・整備を行う。</p> <p>【確保】地域水源林エリア内の水源の保全上重要な私有林で、荒廃が懸念される森林のうち、1,263ha について確保する。</p> <table border="1" data-bbox="285 1245 948 1314"> <tr> <td></td> <td>当初 5 年間</td> </tr> <tr> <td>協力協約面積</td> <td>1,263 ha</td> </tr> </table> <p>【整備】確保した個人有林について、10 年間に一度整備する。</p> <table border="1" data-bbox="285 1361 948 1431"> <tr> <td></td> <td>当初 5 年間</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>1,263 ha</td> </tr> </table> <p>② 市町村有林等の整備（市町村）</p> <p>地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備を行う。 （整備事業は 10 年に一度実施）</p> <table border="1" data-bbox="285 1599 948 1668"> <tr> <td></td> <td>当初 5 年間</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>942 ha</td> </tr> </table> <hr/> <p>③ 高齢級間伐の促進（県）</p> <p>地域水源林エリアの 36 年生以上の私有林人工林 3,673ha について、概ね 15 年に一度の間伐を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="285 1825 948 1895"> <tr> <td></td> <td>当初 5 年間</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>1,080 ha</td> </tr> </table> <p>平成 19 年度は 100ha、20 年度以降は年 245ha 実施。</p>				当初 5 年間	協力協約面積	1,263 ha		当初 5 年間	整備面積	1,263 ha		当初 5 年間	整備面積	942 ha		当初 5 年間	整備面積	1,080 ha
	当初 5 年間																		
協力協約面積	1,263 ha																		
	当初 5 年間																		
整備面積	1,263 ha																		
	当初 5 年間																		
整備面積	942 ha																		
	当初 5 年間																		
整備面積	1,080 ha																		
事業費	当初 5 年間計	1,154 百万円	（単年度平均額 231 百万円）																
	うち新規必要額	949 百万円	（単年度平均額 190 百万円）																

(対象地域)

相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域



(現状)

従来、河川改修は、コンクリートブロックなどの固い材料で画一的な断面による治水機能中心の整備が行われてきたが、河川法の改正（平成9年）の趣旨を踏まえ、水辺の生態系や水質浄化など「環境」に配慮した整備を今後、一層推進することが求められている。

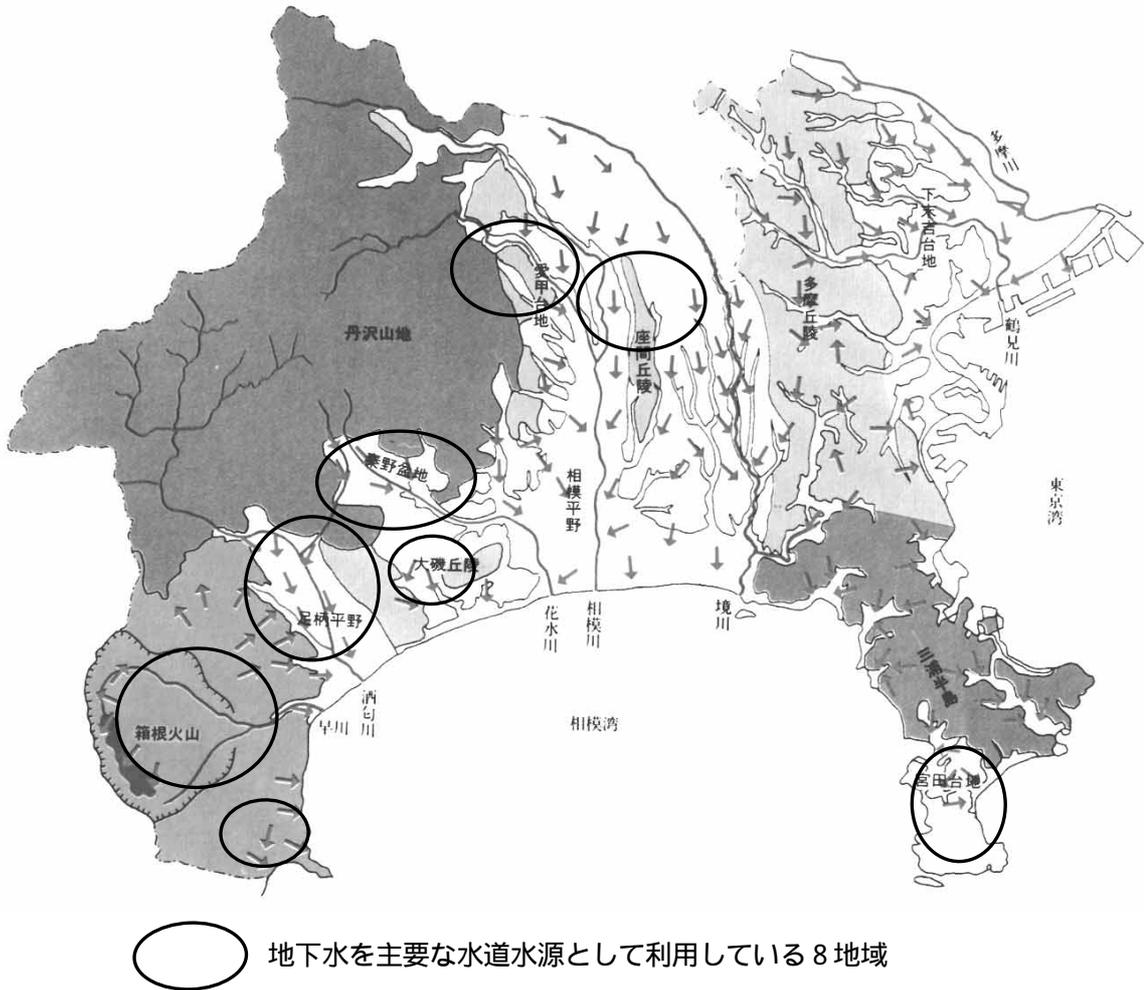
水源として利用している相模川及び酒匂川の本川では、水の汚濁状況を示す「生活環境の保全に関する環境基準」を達成している。しかしながら、本川に流入する河川や水路では比較的汚れている区間があり、その水質を改善する必要がある。

森林とダムをつなぐ上流の小河川や沢については、水源環境保全の視点での現状把握が十分ではない。

6	河川・水路における自然浄化対策の推進（新規）	対象地域	相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域								
ねらい	水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能を高め、水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図る。										
目標	自然浄化や水循環の機能を高めるため、河川環境の再生を目指し、河川・水路等の環境整備を推進する。										
事業主体	県・市町村										
事業内容	<p>市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、次の市町村の取組を支援する。</p> <p>① 生態系に配慮した河川・水路等の整備（市町村） ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、自然豊かな清流を保全するため、生態系に配慮した水辺環境の整備に取り組む。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>7箇所</td> </tr> </table> <p>② 河川・水路等における直接浄化対策（市町村） ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、木炭等を利用した直接浄化の取組を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>30箇所</td> </tr> </table> <p>ダム集水域の小河川等における土壌流出や水辺の植生劣化などに対応するため、県において調査・検討を行う。</p>				当初5年間	箇所数	7箇所		当初5年間	箇所数	30箇所
	当初5年間										
箇所数	7箇所										
	当初5年間										
箇所数	30箇所										
事業費	当初5年間計	1,122 百万円	（単年度平均額 224 百万円）								
	うち新規必要額	1,122 百万円	（単年度平均額 224 百万円）								

(対象地域)

地下水を主要な水道水源としている地域



(現状)

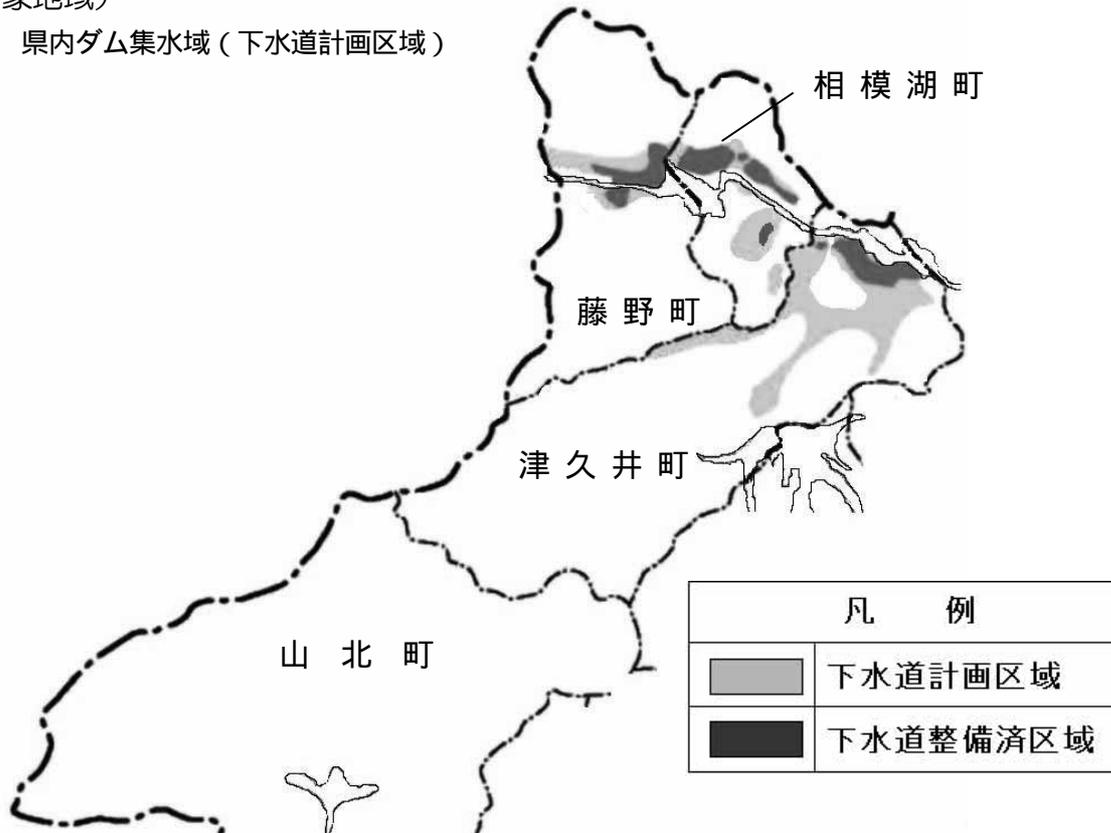
地下水を主要な水道水源としている秦野市や座間市などでは、これまでも地下水保全条例の制定、地下水保全計画の策定、それに基づく地下水のかん養や水質保全などの取組を行ってきたが、取組を充実強化するための支援措置が求められている。

地下水を水源として利用している一部の地域で有機塩素系化合物、硝酸性窒素等の地下水汚染が発生しており、一部取水停止措置を講じている地域もある。

7	地下水保全対策の推進（新規）	対象地域	地下水を主要な水道水源としている地域																		
ねらい	地下水（伏流水、湧水を含む）を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、良質で安定的な地域水源の確保を図る。																				
目標	将来にわたり地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持するとともに、地下水の水質が環境基準以下の数値となることを目指す。																				
事業主体	市町村																				
事業内容	<p>地下水を主要な水道水源としている地域内の市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策への支援を行う。</p> <p>① 地下水保全計画の策定</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>地下水保全計画の策定</td> <td>地下水かん養や水質保全のための計画策定</td> </tr> </table> <p>② 地下水かん養対策</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>地下水かん養対策</td> <td>休耕田の借上げ 樹林地等の買上げ 透水性舗装の実施 雨水浸透升の設置等</td> </tr> </table> <p>③ 地下水汚染対策</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>地下水汚染対策</td> <td>地下水の浄化設備等の整備、維持管理</td> </tr> </table> <p>④ 地下水モニタリング</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>モニタリング</td> <td>地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施</td> </tr> <tr> <td>新たな観測井の整備</td> <td>観測井の整備</td> </tr> </table>				当初5年間	地下水保全計画の策定	地下水かん養や水質保全のための計画策定		当初5年間	地下水かん養対策	休耕田の借上げ 樹林地等の買上げ 透水性舗装の実施 雨水浸透升の設置等		当初5年間	地下水汚染対策	地下水の浄化設備等の整備、維持管理		当初5年間	モニタリング	地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施	新たな観測井の整備	観測井の整備
	当初5年間																				
地下水保全計画の策定	地下水かん養や水質保全のための計画策定																				
	当初5年間																				
地下水かん養対策	休耕田の借上げ 樹林地等の買上げ 透水性舗装の実施 雨水浸透升の設置等																				
	当初5年間																				
地下水汚染対策	地下水の浄化設備等の整備、維持管理																				
	当初5年間																				
モニタリング	地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施																				
新たな観測井の整備	観測井の整備																				
事業費	当初5年間計	1,165 百万円	（単年度平均額 233 百万円）																		
	うち新規必要額	1,165 百万円	（単年度平均額 233 百万円）																		

(対象地域)

県内ダム集水域（下水道計画区域）



(現状)

相模湖、津久井湖の水質は、富栄養化状態にあり、アオコの発生やこれに伴う水道原水のカビ臭などの影響が出ている。

本県の公共下水道普及率は、全国第2位であるが、町域の大部分がダム集水域である津久井町、相模湖町、藤野町の3町は、公共下水道の整備が遅れ、下水道普及率は低水準にとどまっている。

平成15年度末公共下水道普及率

	都道府県名	処理人口普及率		行政人口	下水道計画区域人口(a)	処理区域人口(b)	(b)/(a)
第1位	東京都	98.0%	津久井町	29.8千人	29.0千人	8.8千人	30%
第2位	神奈川県	93.5%	相模湖町	9.7千人	9.7千人	4.8千人	49%
第3位	大阪府	87.2%	藤野町	10.5千人	6.4千人	3.1千人	48%
第4位	兵庫県	86.4%	3町計	50.0千人	45.1千人	16.7千人	37%

右表中の(b)/(a)は、通常使用される下水道普及率（行政人口に対する処理区域人口の割合）とは異なる。

これまでの取組

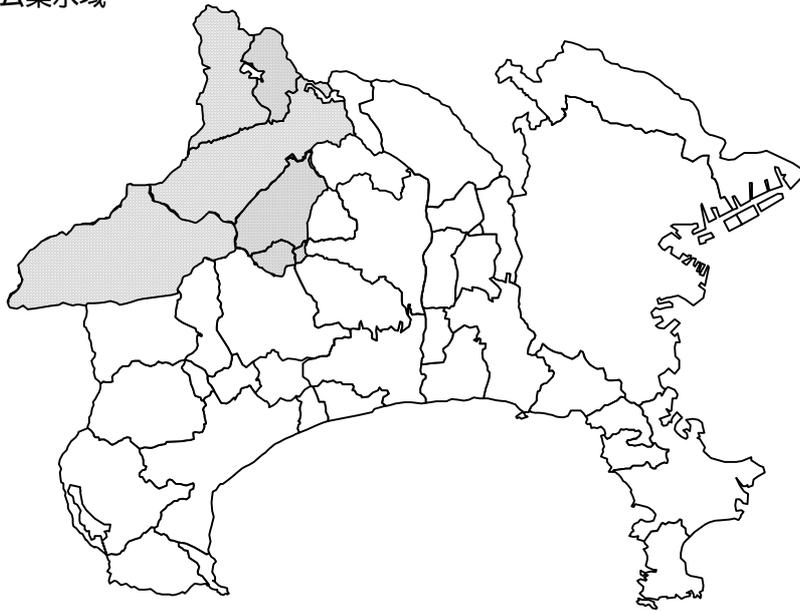
津久井町、相模湖町、藤野町の公共下水道事業

- ・ 平成2年度事業開始（3町とも）
- ・ 供用開始 津久井町 平成7年4月、相模湖町 平成9年4月、藤野町 平成12年12月

8	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進（新規）	対象地域	県内ダム集水域						
ねらい	富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するため、県内ダム集水域の公共下水道整備を促進し、ダム湖水質の改善を目指す。								
目標	県内ダム集水域の下水道計画区域における下水道普及率を20年間で100%とすることを目標とし、当初5年間で59%程度（平成15年度末現在37%）に引き上げる。								
事業主体	市町村								
事業内容	<p>県内ダム集水域の下水道計画区域において、公共下水道の整備の取組を強化する。このため、県は、この取組を行う市町村への支援を行う。</p> <p>〔支援の内容〕</p> <p>公共下水道の整備を促進するために追加的に必要となる経費のうち、国庫補助金及び地方交付税措置額を除く公費負担相当額を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="247 1032 1302 1169"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初5年間</th> <th>当初5年間を含む20年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>59 %</td> <td>100 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう下水道普及率は、下水道計画区域人口に対する処理区域人口の割合であり、通常使用される下水道普及率（行政人口に対する処理区域人口の割合）とは異なる。</p>				当初5年間	当初5年間を含む20年間	下水道普及率	59 %	100 %
	当初5年間	当初5年間を含む20年間							
下水道普及率	59 %	100 %							
事業費	当初5年間計	7,664 百万円	（単年度平均額 1,533 百万円）						
	うち新規必要額	4,270 百万円	（単年度平均額 854 百万円）						

(対象地域)

県内ダム集水域



(現状)

県内の4つのダム湖では、相模湖、津久井湖を中心にアオコの発生やこれに伴う水道原水のカビ臭などの影響が出ている。本県では、これらのダム湖を含めた公共用水域への生活雑排水の流入を防ぐため、神奈川県生活排水処理施設整備構想を策定し、県域全体の生活排水の100%処理を目指して取組を進めているが、ダム集水域の地域では整備の遅れが見られる。

◇平成15年度末生活排水処理率

	人 口	生活排水処理人口	生活排水処理率
相模湖・津久井湖集水域	50.0千人	22.2千人	44.4 %
丹沢湖集水域	0.6千人	0.04千人	6.7 %
合 計	50.6千人	22.2千人	43.8 %
(参考) 県 全 体	860万人	819万人	95.3 %

生活排水処理率：生活排水処理人口 / 人口

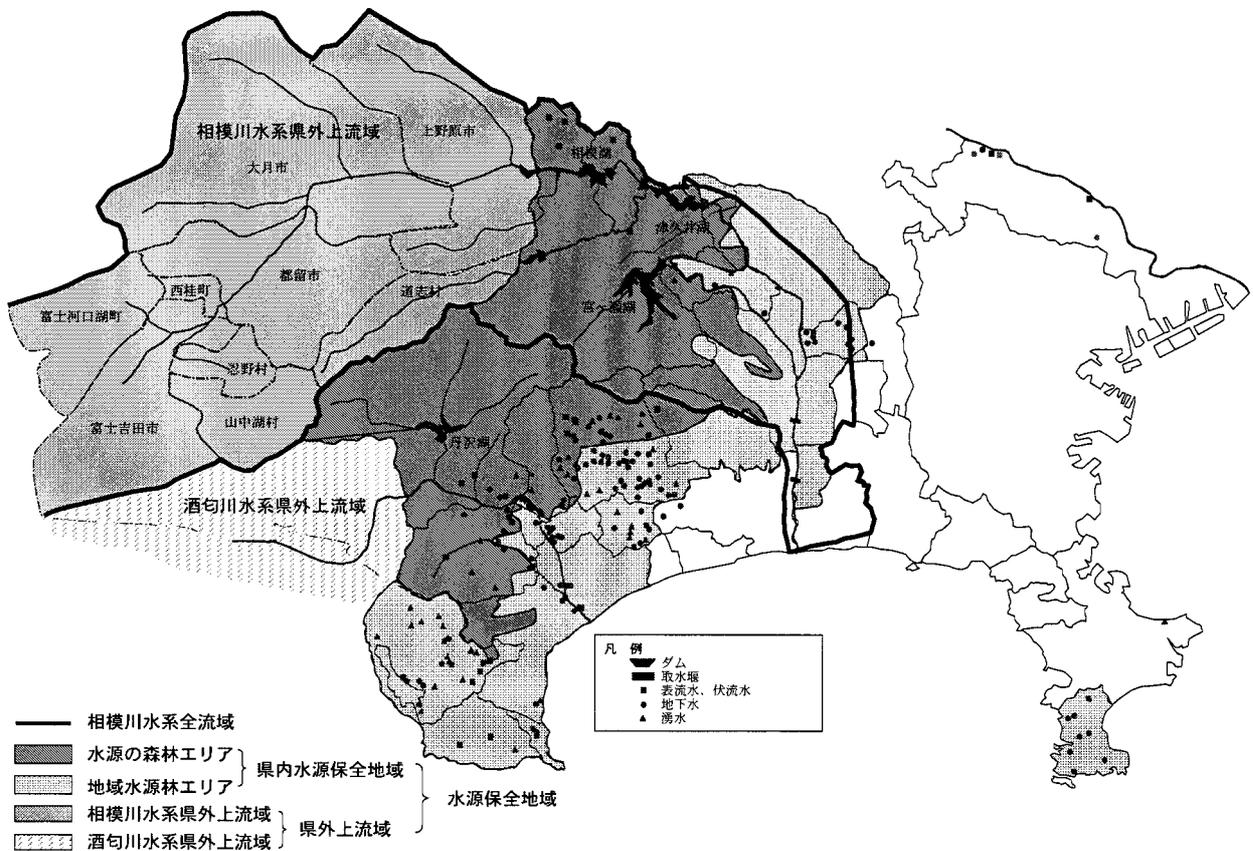
これまでの取組

- 個人設置型合併処理浄化槽（通常型）の整備費の助成
- ・ 整備費（補助基準額）の4割（公費負担分）の1/2補助
- ・ 奨励金として設置者に対して5年間 40千円/年の交付

9	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進（新規）	対象地域	県内ダム集水域									
ねらい	県内ダム集水域において、窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進し、富栄養化の状態にあるダム湖水質の改善を目指す。											
目標	県内ダム集水域において、20年間で合併処理浄化槽を完備することとし、当初5年間で市町村設置型合併処理浄化槽は全体計画基数のすべてを、個人設置型合併処理浄化槽は全体計画基数の4分の1程度を整備する。											
事業主体	市町村											
事業内容	<p>県内ダム集水域において、高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促進する。このため、県は、この取組を行う市町村への支援を行う。</p> <p>〔支援の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村設置型（高度処理型） 合併処理浄化槽を設置するため必要となる経費のうち、国庫補助金及び地方交付税措置額を除く公費負担相当額、維持管理費、単独処理浄化槽撤去費を支援する。 個人設置型（高度処理型） 合併処理浄化槽の整備助成に対し、公費負担相当額の50%（本来は1/3）、個人負担相当額の50%、奨励金、単独処理浄化槽撤去費を支援する。 <table border="1" data-bbox="284 1249 1254 1424"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初5年間</th> <th>当初5年間を含む20年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村設置型助成</td> <td>200基</td> <td>200基</td> </tr> <tr> <td>個人設置型助成</td> <td>300基</td> <td>1,200基</td> </tr> </tbody> </table> <p>本事業は、「8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」で掲げた下水道計画区域を除く。</p>				当初5年間	当初5年間を含む20年間	市町村設置型助成	200基	200基	個人設置型助成	300基	1,200基
	当初5年間	当初5年間を含む20年間										
市町村設置型助成	200基	200基										
個人設置型助成	300基	1,200基										
事業費	当初5年間計	858百万円	（単年度平均額 172百万円）									
	うち新規必要額	646百万円	（単年度平均額 129百万円）									

(対象地域)

相模川水系全流域



(現状)

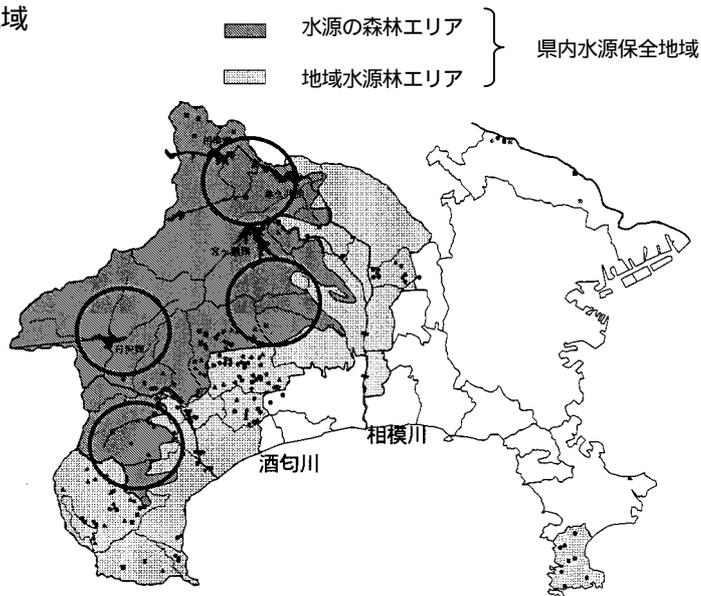
環境調査のうち水質汚濁負荷量調査については、平成6年度のデータを元にして、平成7、8年度に神奈川県と山梨県が共同で実施したが、それ以降は実施していない。

今後、神奈川県民の受益を目的とした山梨県側の県外上流域対策(県外上流域における水源林づくりの推進、県外ダム集水域における生活排水処理の促進)に取り組んでいく際に、実施する施策が水源の環境に対してどのような効果や影響を及ぼすかを測るためには、必ずしも十分なデータがない。

10	相模川水系流域環境共同調査の実施 (新規)	対象地域	相模川水系全流域												
ねらい	相模川水系の県外上流域において、効果的な保全対策を実施するため、神奈川県と山梨県が共同して調査を行い、県外上流域（山梨県内）の森林の状況や、桂川・相模川全流域の水質汚濁負荷の発生及び流達状況等について、現状と事業着手後の状況を把握する。														
目標	県外上流域における水源環境保全・再生施策の立案及び事業着手後の効果分析に必要な流域環境の状況を把握する。														
事業主体	県														
事業内容	<p>山梨県側の県外上流域対策について今後の具体的な取組内容を定めるため、県外上流域の森林の現況や、桂川・相模川全流域の水質汚濁負荷の状況等について、神奈川県と山梨県が共同で事前調査を行う。</p> <p>なお、この調査に基づき実施する県外上流域における対策の効果を検証し、事業の見直しを行うため、同様の調査を5年ごとのモニタリング調査として行う。</p> <p>① 私有林現況調査・機能評価</p> <p>山梨県側の県外上流域の私有林約 35,000ha について、管理状況調査を行うとともに、調査結果に基づき整備目標としての森林機能のランク付けを行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>事業実施回数</td> <td>1回（平成19～20年度）</td> </tr> </table> <p>② 水質汚濁負荷量調査</p> <p>桂川・相模川全流域での水質調査及び窒素、リン等の排出源に係る原単位調査を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>事業実施回数</td> <td>1回（平成19～20年度）</td> </tr> </table> <p>③ 生活排水対策管理状況調査</p> <p>山梨県側の県外上流域の浄化槽について、管理状況等の調査を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>事業実施回数</td> <td>1回（平成19～20年度）</td> </tr> </table> <p>調査の具体的な内容等については、県外上流域の自治体等と協議のうえ実施する。</p>				当初5年間	事業実施回数	1回（平成19～20年度）		当初5年間	事業実施回数	1回（平成19～20年度）		当初5年間	事業実施回数	1回（平成19～20年度）
	当初5年間														
事業実施回数	1回（平成19～20年度）														
	当初5年間														
事業実施回数	1回（平成19～20年度）														
	当初5年間														
事業実施回数	1回（平成19～20年度）														
事業費	当初5年間計	98百万円	（単年度平均額 20百万円）												
	うち新規必要額	98百万円	（単年度平均額 20百万円）												

(対象地域)

県内水源保全地域



森林の水源かん養機能を検証するため、観測装置等を設置する4地域

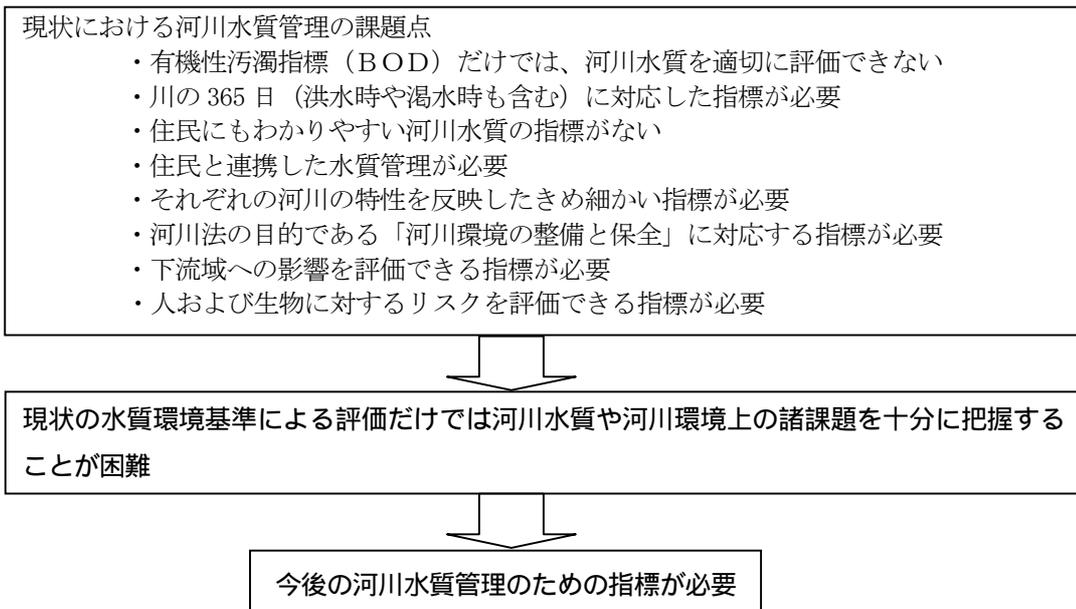
(現状)

水源環境の現状について、これまでも法律に基づく水質の測定や私有林の整備実態等に関する独自の調査を実施している。

しかしながら、水源環境保全・再生の取組が水源の環境に対してどのような効果や影響を及ぼしているかという観点からの調査は、十分に行われていない。

(参考)

河川水質の新たな指標の必要性

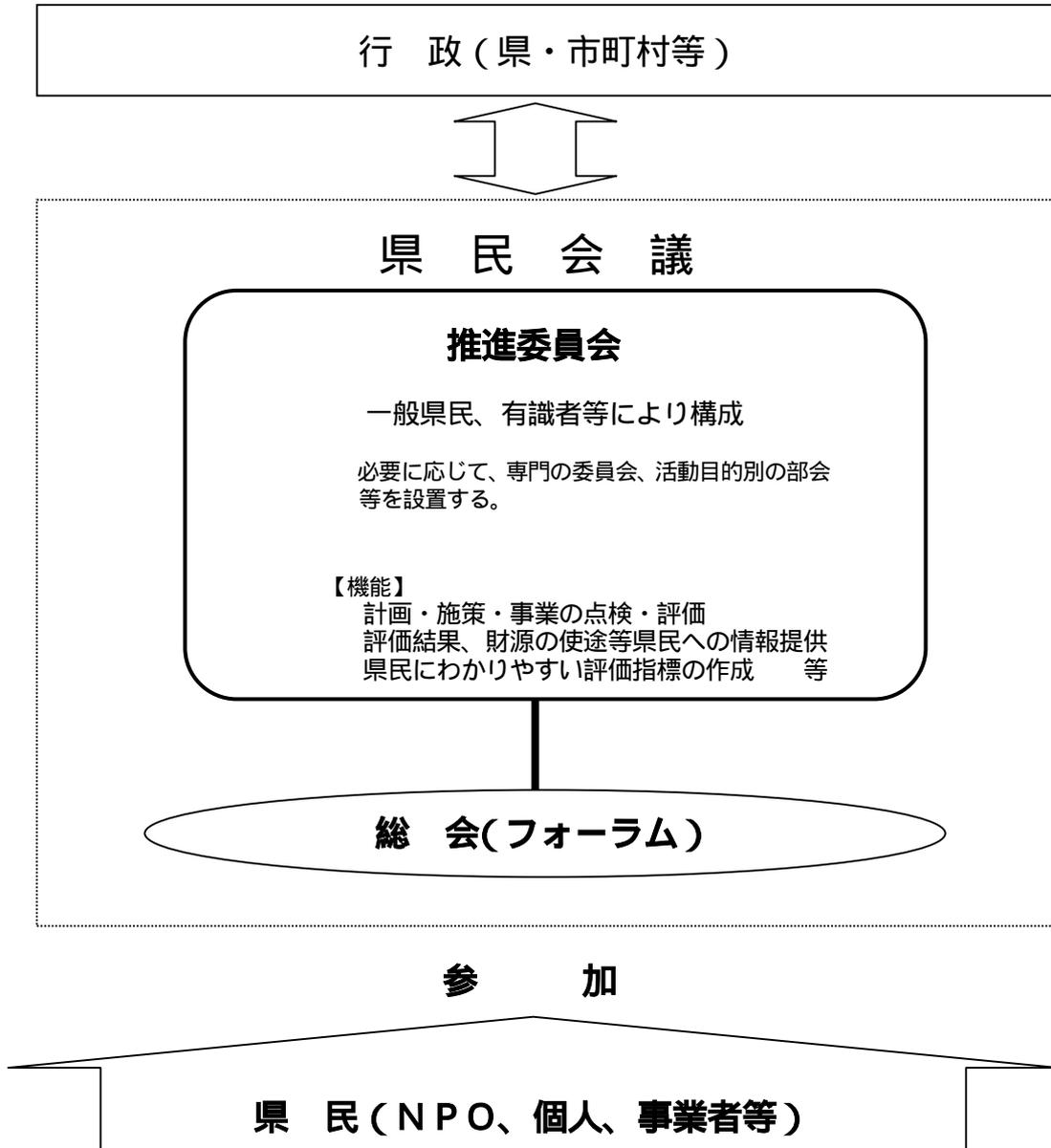


(国土交通省ホームページから作成)

11	水環境モニタリング調査の実施 (新規)	対象地域	県内水源保全地域																
ねらい	「順応的管理」 ^(注1) の考え方にに基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査 ^(注2) を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図るとともに、施策の効果を県民に分かりやすく示す。																		
目標	水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データを収集する。																		
事業主体	県																		
事業内容	<p>① 森林のモニタリング調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対照流域法^(注3)等による森林の水源かん養機能調査</td> <td>水源の森林エリア内の4地域において、調査に必要な量水堰堤や気象観測装置を設置し、水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、長期的な時系列データを収集する。</td> </tr> <tr> <td>人工林の整備状況調査</td> <td>県内の民有林のスギ、ヒノキ人工林(30,000ha)について、5年ごとに整備状況を調査する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 河川のモニタリング調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川の流域における動植物等調査</td> <td>相模川、酒匂川水系において、動物、鳥類、水生植物等を調査する。</td> </tr> <tr> <td>河川水質の多様な指標による評価</td> <td>県民参加のもとで利用目的等に応じた多様な指標を選定し調査する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 情報提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民への情報提供</td> <td>神奈川の水源環境白書(仮称)及びホームページによる情報提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>地下水のモニタリングについては、「地下水保全対策の推進」の中で実施する。</p> <p>(注1)(注2)・・・5ページ参照。 (注3)・・・地形、植生、気象条件等が類似した二つの流域で、一方に水源環境保全施策を講じながら、流域毎の流出量等を測定・蓄積し、それぞれのデータの経年変化を比較・解析する調査方法。</p>				当初5年間	対照流域法 ^(注3) 等による森林の水源かん養機能調査	水源の森林エリア内の4地域において、調査に必要な量水堰堤や気象観測装置を設置し、水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、長期的な時系列データを収集する。	人工林の整備状況調査	県内の民有林のスギ、ヒノキ人工林(30,000ha)について、5年ごとに整備状況を調査する。		当初5年間	河川の流域における動植物等調査	相模川、酒匂川水系において、動物、鳥類、水生植物等を調査する。	河川水質の多様な指標による評価	県民参加のもとで利用目的等に応じた多様な指標を選定し調査する。		当初5年間	県民への情報提供	神奈川の水源環境白書(仮称)及びホームページによる情報提供
	当初5年間																		
対照流域法 ^(注3) 等による森林の水源かん養機能調査	水源の森林エリア内の4地域において、調査に必要な量水堰堤や気象観測装置を設置し、水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、長期的な時系列データを収集する。																		
人工林の整備状況調査	県内の民有林のスギ、ヒノキ人工林(30,000ha)について、5年ごとに整備状況を調査する。																		
	当初5年間																		
河川の流域における動植物等調査	相模川、酒匂川水系において、動物、鳥類、水生植物等を調査する。																		
河川水質の多様な指標による評価	県民参加のもとで利用目的等に応じた多様な指標を選定し調査する。																		
	当初5年間																		
県民への情報提供	神奈川の水源環境白書(仮称)及びホームページによる情報提供																		
事業費	当初5年間計	848百万円	(単年度平均額 170百万円)																
	うち新規必要額	848百万円	(単年度平均額 170百万円)																

(参考)

「水源環境保全・再生かながわ県民会議(仮称)」イメージ



1 2	県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり（新規）	対象地域	全県域																		
ねらい	水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映するとともに、県民が主体的に事業に参加する新たな仕組みを創設し、県民の意志を基盤とした施策展開を目指す。																				
目 標	県民の参加により水源環境の保全・再生施策を推進する新たな仕組みの定着を目指す。																				
事業主体	県																				
事業内容	<p>① 「水源環境保全・再生かながわ県民会議（仮称）」の設置・運営</p> <p>【体制】</p> <table border="1"> <tr> <td>推進委員会</td> <td>一般県民、有識者等をメンバーとする推進委員会を設置する。 また、推進委員会の活動を支えるため、必要に応じ専門の委員会を設置する。</td> </tr> <tr> <td>総 会 （フォーラム）</td> <td>水源環境保全・再生施策について、多くの県民参加のもとで議論していただくための総会をフォーラム形式で開催する。</td> </tr> <tr> <td>部 会</td> <td>各地域や流域の意見交換や集約、市民活動の横の連携促進など、目的別に部会を設置する。</td> </tr> </table> <p>【活動】</p> <table border="1"> <tr> <td>施策の評価・計画の見直し</td> <td>事業の計画や実施状況の点検・評価 県民に分かりやすい評価指標の検討・作成</td> </tr> <tr> <td>市民事業の推進</td> <td>県民等による市民活動の実践・支援</td> </tr> <tr> <td>普及・啓発</td> <td>水源環境保全・再生フォーラムの開催 一般県民や子どもたちへの普及・啓発</td> </tr> <tr> <td>情報公開</td> <td>神奈川の水源環境白書（仮称）及びホームページによる事業の実施状況・評価結果等の県民公表</td> </tr> </table> <p>② 市民事業等の支援</p> <p>市民やNPO、民間企業等が提案し、自ら取り組む事業を県民会議のもとで認定・支援する。 （平成20年度以降）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初5年間</td> </tr> <tr> <td>市民及びNPO提案事業等(実践活動等)への支援</td> <td>延べ24件</td> </tr> </table>			推進委員会	一般県民、有識者等をメンバーとする推進委員会を設置する。 また、推進委員会の活動を支えるため、必要に応じ専門の委員会を設置する。	総 会 （フォーラム）	水源環境保全・再生施策について、多くの県民参加のもとで議論していただくための総会をフォーラム形式で開催する。	部 会	各地域や流域の意見交換や集約、市民活動の横の連携促進など、目的別に部会を設置する。	施策の評価・計画の見直し	事業の計画や実施状況の点検・評価 県民に分かりやすい評価指標の検討・作成	市民事業の推進	県民等による市民活動の実践・支援	普及・啓発	水源環境保全・再生フォーラムの開催 一般県民や子どもたちへの普及・啓発	情報公開	神奈川の水源環境白書（仮称）及びホームページによる事業の実施状況・評価結果等の県民公表		当初5年間	市民及びNPO提案事業等(実践活動等)への支援	延べ24件
推進委員会	一般県民、有識者等をメンバーとする推進委員会を設置する。 また、推進委員会の活動を支えるため、必要に応じ専門の委員会を設置する。																				
総 会 （フォーラム）	水源環境保全・再生施策について、多くの県民参加のもとで議論していただくための総会をフォーラム形式で開催する。																				
部 会	各地域や流域の意見交換や集約、市民活動の横の連携促進など、目的別に部会を設置する。																				
施策の評価・計画の見直し	事業の計画や実施状況の点検・評価 県民に分かりやすい評価指標の検討・作成																				
市民事業の推進	県民等による市民活動の実践・支援																				
普及・啓発	水源環境保全・再生フォーラムの開催 一般県民や子どもたちへの普及・啓発																				
情報公開	神奈川の水源環境白書（仮称）及びホームページによる事業の実施状況・評価結果等の県民公表																				
	当初5年間																				
市民及びNPO提案事業等(実践活動等)への支援	延べ24件																				
事業費	当初5年間計	192百万円	（単年度平均額 38百万円）																		
	うち新規必要額	192百万円	（単年度平均額 38百万円）																		

第3章 事業費と財源措置

1 事業費と新規必要額

5年間(平成19～23年度)に推進する水源環境保全・再生のための特別対策の事業費と新規必要額は、次のとおりです。

単位：百万円（5年間計）

中柱	番号	事業名	事業費	うち新規必要額 ()
森林の保全・再生	1	水源の森林づくり事業の推進	15,225	8,393
	2	丹沢大山の保全・再生対策	796	796
	3	溪畔林整備事業	200	200
	4	間伐材の搬出促進	409	409
	5	地域水源林整備の支援	1,154	949
河川の保全・再生	6	河川・水路における自然浄化対策の推進	1,122	1,122
地下水の保全・再生	7	地下水保全対策の推進	1,165	1,165
水源環境への負荷軽減	8	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	7,664	4,270
	9	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	858	646
県外上流域対策の推進	10	相模川水系流域環境共同調査の実施	98	98
水源環境保全・再生を推進する仕組み	11	水環境モニタリング調査の実施	848	848
	12	県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり	192	192
合 計			29,731 (5,946)	19,088 (3,818)

()内は単年度平均

注

新規必要額は、事業費のうち国庫補助金等の特定財源を除く額。ただし、「水源の森林づくり事業の推進」については、既存財源(平成17年度当初予算額のうち県営水道事業負担金を除いたもの)で対応してきた額を除いた額を新規必要額としている。

市町村の取組事業

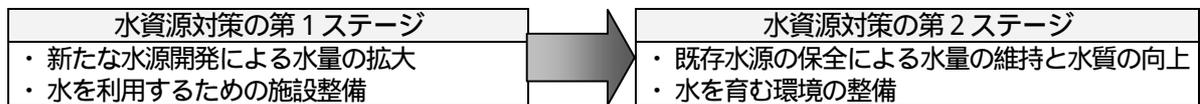
市町村の取組を一部含む事業

水源環境保全・再生に向けた特別対策のうち市町村が取り組む事業については、「水源環境保全・再生に関する市町村特別交付金(仮称)」により必要な財政支援を行います。

2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方

(1) 水源環境保全・再生施策の位置付け

これまで行ってきたダム建設等の水源開発と、今後行わなければならない森林整備等の水源環境の保全・再生のための取組は、将来にわたり県民の水資源を確保するための密接不可分な一連の取組です。



(2) 今後取り組むべき水源環境保全・再生施策の取組主体

今後行わなければならない森林整備等の水源環境の保全・再生のための取組は、県が中心となって推進すべき施策です。

これまでの水源開発を目的とするダムの建設費用の大宗とその維持経費は、水の受益者が水道料金により負担してきました。

しかしながら、水道事業者は幅広い水源環境保全・再生施策を直接行う義務までは負っておらず、また、水源地域の市町村のみが、下流域の多くの住民のために、自らの一般財源から水源環境の保全・再生の費用を負担することは不合理であると考えられます。

したがって、水道事業者や市町村が水源環境保全・再生の取組を進めることには限界があり、水源環境保全・再生施策の対象地域は市町村域を越え広域にわたることから、県が中心となって推進すべき施策と言えます。

(3) 新たな特定の財源を確保する必要性

水源環境保全・再生施策は、受益者が負担する水道料金で賄われてきたダム建設等と密接不可分な一連の取組であるため、その財源は、受益と負担の関係を考慮して、県において一般財源とは別に新たに特定の財源を確保することが必要です。

特定のサービスからの受益と負担の間に密接な関係があるなどの場合は、できる限り受益のある方に負担を求めることが望ましいと考えられます。

これまでの水源開発のためのダム建設等の事業は、水の利用者が負担する水道料金という特定の財源を基本に推進されてきたものであり、今後取り組む水源環境保全・再生の取組についても、ダム建設等と密接不可分な一連の取組であるため、受益と負担の関係を考慮して、県民の皆様の負担による特定の財源で推進することが望ましいと考えられます。

また、継続的・安定的に事業を行うため、一般財源とは別の独立した財源が確保される必要があります。

(4) 具体的な財源確保方策等

個人県民税の超過課税を導入し、併せて、税収の用途を明確化するため、新たに特別会計及び基金を設置します。

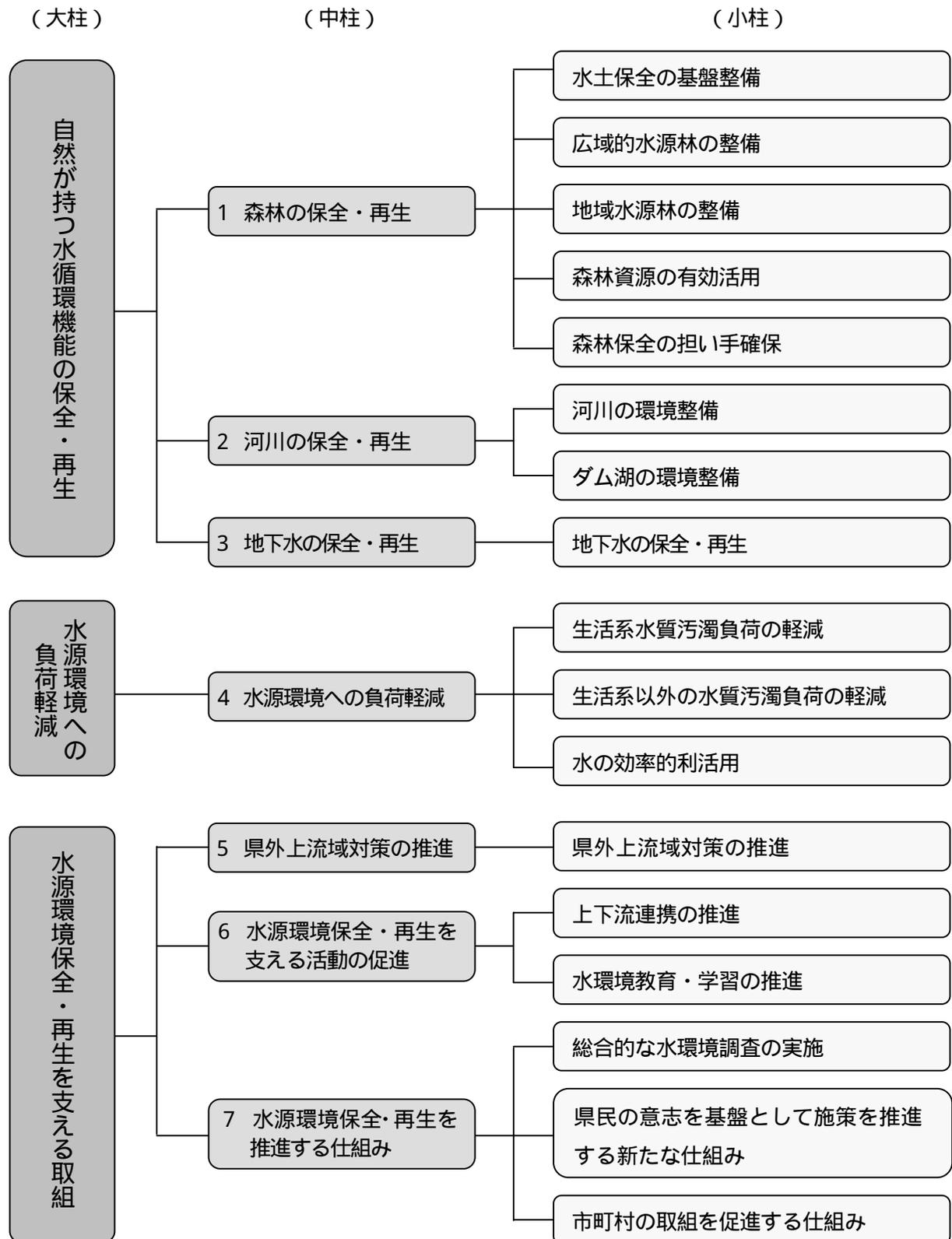
水源環境保全・再生施策を推進するための財源を確保するため、受益と負担の関係を考慮し、水の利用者である県民の皆様にご負担いただく方式として、個人県民税超過課税方式を導入し、併せて、税収の用途を明確化するため、新たに特別会計とその会計内に基金を同時に設置します。

参 考 5年間に取り組む事業の全体像

水源環境を保全・再生するため、「施策大綱」の体系に基づいて総合的な取組を行っていきます。

5年間（平成19～23年度）に県、市町村、利水者などが取り組む事業の全体像は次頁以下のとおりであり、この中には「実行5か年計画」に位置付けられた12の特別対策事業が含まれます。

施策体系



1 森林の保全・再生

は特別対策事業

小柱	構成事業	実施主体
水土保全の基盤整備	<p>■一般造林 森林組合等が行う造林事業に対して助成を行うことなどにより、森林資源の確保と森林の公益的機能の増進を図ります。</p>	県
	<p>■治山 森林の維持・造成により、水源かん養機能等の向上及び増進を図ります。</p>	県
	<p>■林道整備 効率的な林業経営と適切な森林管理を行うための基盤となる林道づくりを行います。</p>	県
	<p>■砂防 砂防施設の整備を行うことにより、県民の生命・財産を守るとともに、土砂流出防止機能の向上を図ります。</p>	県
広域的水源林の整備	<p>■水源の森林づくり事業の推進（ ） 水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援により、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備します。</p>	県
	<p>■丹沢大山の保全・再生対策（ ） 土壌流出防止対策を行うとともに、ブナ林等の保全・再生のための研究や樹幹保護などの県民協働の事業に取り組みます。</p>	県
	<p>■溪畔林整備事業（ ） 水源上流の渓流両岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施します。</p>	県
	<p>■間伐材の搬出促進（ ） 森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出を支援します。</p>	県
	<p>■優良林整備事業 「かながわ森林基金」の運用益等により、基金で買入れた立木の保育管理及び利用間伐を行います。</p>	県
	<p>■水源かん養林の整備（津久井町青根地区） 奥相模湖上流に位置する水源かん養林を整備します。</p>	利水者
	<p>■自然保護奨励金 自然環境を保全するために、指定区域内の山林等の所有者に対して奨励金を交付します。</p>	県
	<p>■自然公園管理 自然公園の適切な保全と利用について普及啓発するとともに、ビジターセンター等の維持管理や登山道等の施設整備を行います。</p>	県
<p>■県有林の管理 県有林について、造林や下刈り、枝打ち、間伐などを実施し、公益的機能の充実した多彩な森林として整備します。</p>	県	
地域水源林の整備	<p>■地域水源林整備の支援（ ） 地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するほか、高齢級の私有林人工林の間伐を促進します。</p>	県・市町村
	<p>■水源かん養林の整備（箱根町北部） 箱根北部のイタリー水源等の水源林を整備します。</p>	利水者
森林資源の有効活用	<p>■県産木材の安定供給の推進 「かながわ県産木材供給センター(仮称)」を整備するとともに、品質や産地の明確な県産木材製品の生産・流通に対する支援を行います。</p>	県
	<p>■県産木材の需要・消費拡大の推進 住宅建設における県産木材の利用を促進するとともに、県産木材の公共施設への活用や新たな利用法の開発への支援等を行います。</p>	県

小柱	構成事業	実施主体
森林保全の担い手確保	■林業担い手確保事業 林業労働力確保支援センターにおいて、新規就労者や基幹林業従事者に対する研修などを実施します。	県
	■自然公園における公園管理団体への支援 NPO法人等を公園管理団体として指定し、適正管理のための調査、維持管理、イベント実施等の活動に対する支援を行います。	県
	■自然公園指導員等による普及啓発 ボランティア活動として公募により委嘱した指導員及び研修を受け必要な専門知識と技術を持った指導者(「県パークレンジャー(仮称)」)が自然公園利用者に対して指導を行います。	県

2 河川の保全・再生

は特別対策事業

小柱	構成事業	実施主体
河川の環境整備	■河川・水路における自然浄化対策の推進 () 市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む水辺環境の整備や直接浄化などを推進します。	県・市町村
	■河川における多自然型川づくりの推進 県が管理する水源河川の本支流において、多自然型川づくりにより生態系に配慮した水辺環境の整備を行います。	県
	■河川美化対策の推進 不法投棄物・放置車両の撤去や草刈等を行い、良好な河川環境の形成を図ります。	県
	■健全な流砂系再生に向けた調査検討 ダム湖に流入した土砂のダム下流への置き砂など、流砂系の健全化に向けた取組を関係者とともに推進します。	国・県等
	■農とみどりの整備事業 農業用水の安定供給等のために市町村が実施する生態系等の環境に配慮した農業用排水路の整備を支援します。	市町村
ダム湖の環境整備	■ダム湖水質の直接浄化対策 ダム湖の自然浄化機能を高めるため、湖畔に植物浄化施設を整備するとともに必要な維持管理を行います。	県・利水者
	■アオコ異常発生抑制対策 水源水質を良好な状態に保つため、エアレーション装置等によるアオコ異常発生抑制対策を推進します。	県・利水者
	■ダム貯水池の堆砂対策 相模湖、丹沢湖における堆積土砂の除去及び流入土砂の抑制により、上流域の洪水防止や貯水容量の回復を進めます。	県・利水者
	■湖面管理対策 ダム湖の湖面の流木や浮遊塵芥を除去し、健全な湖面の維持管理及び水質保全の取組を行います。	県・利水者

3 地下水の保全・再生

は特別対策事業

小柱	構成事業	実施主体
地下水の保全・再生	<p>■地下水保全対策の推進（ ） 地下水を主要な水道水源として利用している地域を中心に、各市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を推進します。</p>	市町村
	<p>■地下水保全に関する広域調整及び規制・指導 地下水の採取規制や地下水汚染の浄化指導などを行うほか、地下水の保全・利用関係が広域に及ぶ場合の広域調整等に取り組みます。</p>	県・市町村

4 水源環境への負荷軽減

は特別対策事業

小柱	構成事業	実施主体
生活系水質汚濁負荷の軽減	<p>■県内ダム集水域における公共下水道の整備促進（ ） 県内ダム集水域の下水道計画区域において、20年間で100%下水道整備を目指し、公共下水道整備の拡充を支援します。</p>	市町村
	<p>■県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進（ ） 県内ダム集水域における生活排水処理率の向上を目指し、合併処理浄化槽（高度処理型）の整備を支援します。</p>	市町村
	<p>■県内水源保全地域における下水道の整備 県内水源保全地域における生活排水処理率の向上を目指し、県が実施する流域下水道と市町村が実施する公共下水道の整備を進めます。</p>	県・市町村
	<p>■県内水源保全地域における合併処理浄化槽の整備 下水道等の集合処理の適さない地域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。</p>	市町村
生活系以外の水質汚濁負荷の軽減	<p>■環境配慮型トイレの整備 環境配慮型のトイレを丹沢山域の主要な山頂部等に整備（大規模修繕を含む）し、登山利用者等のし尿による水質汚染防止を図ります。</p>	県
	<p>■環境保全型農業の推進 環境保全型の新農法の推進に取り組む市町村への支援や農業者に対する技術的支援の充実を行います。</p>	県
	<p>■農薬安全対策 農薬による被害を防止するため、農薬の適正使用の指導や事故防止対策を行います。</p>	県
	<p>■廃棄物不法投棄対策 人目に付きにくい県内水源保全地域内において、監視パトロールの集中的な実施及び監視カメラの設置、不法投棄物の撤去を行います。</p>	県
	<p>■産業系水質汚濁負荷の軽減 水質汚濁防止法や県生活環境の保全等に関する条例等により、工場や事業場等の排水の規制・指導等を行い、水源水質の保全を図ります。</p>	県
	<p>■畜産系水質汚濁負荷の軽減 家畜排せつ物管理施設の整備を推進します。</p>	県
水の効率的活用	<p>■節水等に関する普及啓発 水資源展の開催や中学生水の作文コンクールの実施などにより、水資源の大切さを広く県民に訴え、節水など県民自身の取組を促進します。</p>	県・利水者

5 県外上流域対策の推進

は特別対策事業

小柱	構成事業	実施主体
県外上流域対策の推進	■相模川水系流域環境共同調査の実施（ ） 相模川水系県外上流域の森林の現況や桂川・相模川全流域の水質汚濁負荷の状況等について環境調査を実施します。	県
	■県外上流域における水源林づくりの検討 山梨県桂川流域等において手入れ不足による荒廃が懸念される私有林を対象として、水源として望ましい森林づくりを検討します。	県等
	■県外ダム集水域における生活排水対策の検討 山梨県桂川流域における生活排水処理率の向上を目指して域内の市町村が実施する公共下水道、合併処理浄化槽の整備支援を検討します。	関係市町村
	■上流自治体と連携した上下流交流の検討 県域を越えた取組についての理解を促進するため、上下流交流活動の実施を検討します。	県等
	■横浜市道志水源かん養林整備への負担 横浜市が道志村で実施している水源かん養林事業に対して、関係利水者が負担します。	利水者
	■山梨県砂防工事への負担 相模湖に流入する土砂を防ぐため、相模川上流域において山梨県が行う砂防工事に対して、関係利水者が負担します。	利水者
	■上野原市の森林整備への助成 相模貯水池保全事業の一環として、相模湖上流の山梨県上野原市が行う同市西原地区の森林整備に対して、関係利水者が助成します。	利水者

6 水源環境保全・再生を支える活動の促進

小柱	構成事業	実施主体
上下流連携の推進	■水源地域と都市地域の自治体間交流の促進 水源地域と都市地域の自治体間交流を促進し、都市地域住民の水源地域・水源環境に対する理解を深めます。	県
	■流域環境保全行動の促進 相模川水系、酒匂川水系など上下流の自治体や市民等が連携した流域環境保全行動の一層の促進を図ります。	NPO等
	■水源地域交流の里づくりの推進 水源地域の地域資源を活用した都市地域住民との交流事業の促進や水源地域町村の交流施設整備事業への支援などにより、水源地域の活性化をより一層推進します。	県・市町村等
水環境教育・学習の推進	■県民参加による里山の保全 地域の貴重な資源である里山について、県民、企業、NPO、学校などと行政が、それぞれの役割を担いながら行う保全・再生を推進します。	県・市町村等
	■まちの谷戸・湧水地の保全 都市部の「谷戸」等で、水環境教育の場として有効に機能すると認められるものについて保全を推進するため、様々な緑地保全制度の運用方法について検討します。	県・市町村
	■森林を活用した環境学習の推進 次世代を担う子どもたちを対象に、学校教育の中で森林を活用した体験活動を行うため、新たな学校林制度の創設などを検討します。	県
	■森林とのふれあいの推進 森林づくりボランティア活動等の事業に対して助成を行い、県民参加による森林づくりの推進を図ります。	県

7 水源環境保全・再生を推進する仕組み

は特別対策事業

小柱	構成事業	実施主体
総合的な水環境調査の実施	<p>■水環境モニタリング調査の実施（ ） 森林、河川などのモニタリング調査を行い、事業の実施効果を測定するとともに、水源環境情報を白書等により提供します。</p>	県
	<p>■水質汚濁防止法に基づく水質調査等 水質汚濁防止法に基づく水質調査や環境ホルモン、クリプトスポリジウム等の水質に係わる調査を実施し、安全な水の確保を図ります。</p>	県
	<p>■自然環境管理システムの整備 自然環境総合調査を実施し、自然環境管理計画を策定し、統合型、順応型、パートナーシップ（連携・協働）型による新たな自然環境管理システムを整備します。</p>	県
県民の意志を基盤として施策を推進する新たな仕組み	<p>■県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり（ ） 水源環境保全・再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が直接参加する仕組みをつくります。</p>	県
市町村の取組を促進する仕組み	<p>■水源環境保全・再生に係る市町村の取組を促進する仕組み 「水源環境保全・再生に関する市町村特別交付金（仮称）」の創設等により市町村の取組を促進します。</p>	県

かながわ水源環境保全・再生
実行5か年計画

編集発行 神奈川県

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
